GMO FINANCIAL GATE

2026年9月期（第28期）定時株主総会

招集ご通知

本総会はインターネット上でのみ開催する
バーチャルオンリー株主総会です。
株主様にご来場いただく会場はございません。

インターネット出席方法は後記
「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法の
ご案内」をご参照ください。

GMOフィナンシャルゲート株式会社　証券コード：4051



GMOフィナンシャルゲート
株式会社

代表取締役社長

杉山　憲太郎

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。2026年９月期（第28期）定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申しあげます。

2026年９月期の日本経済は、物価高や為替変動、地政学的リスクなど不確実な要素を抱えつつも、訪日外国人数の増加や企業投資の増加、生成AIの社会への浸透加速など新たな技術革新の進展により、緩やかな成長基調を維持しました。

当社グループが事業基盤とするキャッシュレス決済市場においても、人手不足を背景とした省人化・業務効率化へのニーズや、インバウンド需要への対応、消費者の利便性向上に向けた取組みを背景に、加盟店様のキャッシュレス導入・高度化の動きが一層加速しました。こうした環境のもと、当社は決済プラットフォームの強化とともに、より多様な業種・業態や利用シーンへの展開を進め、着実に事業が拡大しました。

当社グループは今後も「決済に変革 社会を変えるNo.1キャッシュレスプラットフォーマーへ」という使命のもと、社会インフラを担う企業としての責任を果たし、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの事業活動に引き続きご理解いただき、ご支援を賜りますよう、心よりお願い申しあげます。

証券コード　4051
2026年12月３日
（電子提供措置の開始日2026年11月27日）

株主各位

東京都渋谷区道玄坂１丁目14番６号
GMOフィナンシャルゲート株式会社
代表取締役社長　　杉山　憲太郎

2026年９月期（第28期）定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
さて、当社2026年９月期（第28期）定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、株主総会資料はインターネット上の下記ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト
https://gmo-fg.com/ir/shareholder/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

ネットで招集
https://s.srdb.jp/4051/

東証ウェブサイト（※）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

※銘柄名「GMOフィナンシャルゲート」又はコード「4051」と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

日　　時　2026年12月18日（金曜日）　午後２時
ログイン開始時刻　午後１時30分

予備日時　2026年12月19日（土曜日）　午後２時
ログイン開始時刻　午後１時30分

開催方法　バーチャルオンリー株主総会
本総会は場所の定めのない株主総会として開催いたします。本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。インターネット出席方法は後記「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。

目的事項

報告事項
1. 2026年９月期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 2026年９月期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する業績連動型株式報酬制度改定の件

以　上

バーチャルオンリー株主総会へのご出席のご案内

1．バーチャルオンリー株主総会とは
インターネット等の手段を利用して株主総会にご出席いただく方式です。
ご出席いただいた株主様は、株主総会の議事進行をライブ配信でご確認いただけます。また、ご質問の提出及び議案の採決（議決権行使）を行うことができます。

2．バーチャル出席に必要となる環境
後記「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。

3．バーチャル出席の方法（システムへのログイン方法）
後記「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。

4．事前の議決権行使の取扱い
事前に郵送又はインターネット等により議決権を行使された株主様がバーチャル出席により当日ご出席された場合の取扱いは、以下のとおりです。

当日の議決権行使が確認された場合：当日の議決権行使が確認された時点で、事前の議決権行使は無効となります。
当日の議決権行使が確認されなかった場合：事前の議決権行使が有効となります。

5．議決権の行使方法について
ログイン先の本総会専用ウェブサイトより決議事項の採決時に議決権を行使いただけます。

6．ご質問及び動議の方法
バーチャル出席された株主様は、ログイン先の本総会専用ウェブサイトから、ご質問及び動議を提出できます。

【ご質問について】
質疑応答の時間が限られており、円滑に議事を進める必要があるため、ご質問はお一人様２問までとします。
本総会の目的事項に関するご質問のうち、他のご質問と重複しないものを中心に取り上げます。審議の状況によっては、提出されたご質問すべてには回答できない場合があります。
本総会の目的事項に関するご質問で、当日回答できなかったものについては、当日回答したご質問と併せ、本総会終了後に当社ウェブサイトでご質問及び回答を公開する予定です。ただし、個人のプライバシーを侵害するおそれがあるなど、公開に支障があるものは除きます。

【通信を遮断する場合について】
次のような行為により、議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合は、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断することがあります。
（1）同様のご質問等を繰り返し送信する。
（2）膨大な文字量のテキストデータを繰り返し送信する。
（3）本総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含むご質問等を送信し続ける。

【動議について】
円滑な議事進行のため、動議は、決議事項の採決を行う前にまとめてお諮りする場合があります。

7．通信障害等の対応について
通信障害等により本総会の議事に支障が生じる場合に備え、本総会の冒頭で「障害時における本総会の延期又は続行の決定」を議長に委任する決議を行います。当該決議に基づき、議長が「延期又は続行の決定」を行った場合には、予備日である2026年12月19日(土曜日)午後２時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は当社ウェブサイト（https://gmo-fg.com/ir/shareholder/）でお知らせいたします。

8．事前のご質問の受付について
本総会への事前のご質問を、下記の株主様専用サイトで受付いたします。ログイン方法は後記「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。株主の皆様の関心が高いと思われる事項は、本総会で取り上げさせていただく予定です。本総会にて取り上げることができなかったご質問は、今後の参考とさせていただきます。

【事前ご質問のご登録方法】
受付期間：2026年12月 3 日（木曜日）午前９時から
2026年12月11日（金曜日）午後６時まで
株主様専用サイト：https://meetings.lumiconnect.com/

9．インターネットを使用することに支障がある株主様について
インターネットを使用して議決権を行使することが困難な株主様は、書面により事前に議決権を行使いただきますよう、お願い申しあげます。
電話会議システム専用番号へ電話をかけていただくことで、音声により議事進行をお聴きいただけます。電話会議システムのご利用には事前のお申込みが必要となります。なお、電話会議システムを通じて議決権を行使することはできません。

【電話会議システムお申込み方法】
FAXによりお申込みを受付いたします。お申込みの際は、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」と「氏名」に加えて、以下のご案内日に記載の日時にご連絡が可能な「電話番号」を記載の上、「電話会議システム利用希望」の旨を下記FAX番号まで送信ください。
お申込みいただいた株主様には、株主総会運営事務局から、以下ご案内日にお電話にて、詳細をご連絡いたします。
申込時に「株主番号」「氏名」「電話番号」「電話会議システム利用希望」のいずれかの記載が欠けている場合は、お申込みを無効とさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

受付期間：2026年12月 3 日（木曜日）午前９時から
2026年12月11日（金曜日）午後６時まで
FAX番号：03-6416-3880
ご案内日：2026年12月17日（木曜日）午前9時から午後6時までにお電話にてご連絡いたします。

10. 代理出席について
議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要となります。詳細は下記までお問い合わせください。

【代理出席に関するお問い合わせ先】
受付期間：2026年12月 3 日（木曜日）午前９時から
2026年12月11日（金曜日）午後６時まで
メールアドレス：fg_shareholder@gmo-fg.com
FAX番号：03-6416-3880
※ ご返信先のメールアドレス又はFAX番号を必ずご記載ください。

11. 終了予定時刻について
本総会の終了予定時刻は開始から最大１時間後を予定しております。ただし、議事の進行状況によっては、終了予定時刻よりも前に終了する場合がございます。

バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内

バーチャルオンリー株主総会とは、インターネット等の手段を用いて株主総会に出席いただくものです。株主様は、株主総会の議事進行をライブ配信でご確認いただくとともに、ご質問のご提出及び議案の採決（議決権行使）を行うことができます。

配信日時	2026年12月18日（金曜日）午後２時より （ログイン開始時間　午後１時30分より）

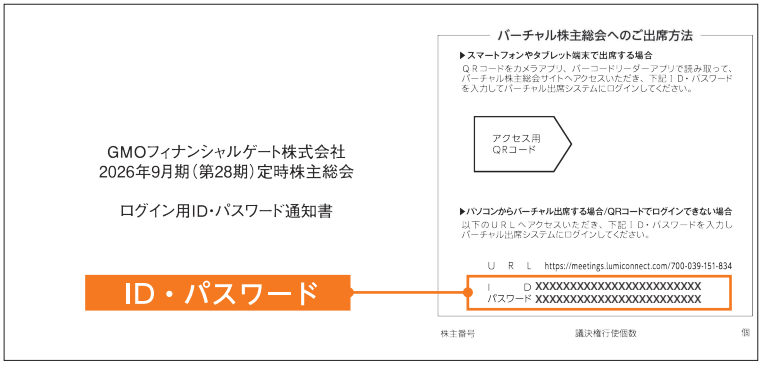
※視聴方法は次頁をご参照ください。

なお、通信環境の影響により、ライブ配信の画像や音声が乱れ、あるいは一時断絶される等の通信障害等が発生する可能性がございます。
万が一、通信障害等が発生した場合には、当社ウェブサイト（https://gmo-fg.com/ir/shareholder/）にて速やかに株主の皆様へお知らせいたします。
株主様におかれましては、当社ウェブサイトをご確認いただき、次頁「ログイン方法のご案内（手順）」をご参照の上、改めて本総会にバーチャル出席をお願い申しあげます。

ログイン時に必要な情報について

ご視聴には、IDとパスワードのご入力が必要となります（その他必要情報は次頁以降をご参照ください。）。
IDとパスワードは議決権行使書用紙に同封の「ログイン用ID・パスワード通知書」をご参照ください。ID・パスワードは株主様ごとに異なります。なお、当該通知書を紛失した場合、再発行が可能ですが、2026年12月11日（金曜日）午後５時までが期限となります。期間経過後の再発行はできかねますので予めご了承ください。

※通知書イメージ



ログイン方法のご案内（手順）

配信日時	2026年12月18日（金曜日）午後２時より （ログイン開始時間　午後１時30分より）

1 株主様専用サイトにアクセス

https://meetings.lumiconnect.com/

2 言語選択で「日本語」を選択する

日本語

3 会議IDをご入力

700-039-151-834

上記会議IDをご入力後「会議に参加」ボタンを押してください。



▼

ID、パスワードをご入力後、「サインイン」を押してください。
※「ログインパスワード」欄の横の目のマークをクリックすると、
ご入力いただいたパスワードをご確認いただけます。



▼

開会時間となる
2026年12月18日（金曜日）午後２時までお待ちください。

ご注意事項等

1 バーチャル出席に必要な環境について

株主総会当日の議事進行の様子は、パソコン・スマートフォン等によりライブ配信でご確認いただくことができます。バーチャル出席を行うためには、以下の環境でのご利用を推奨いたします。なお、バーチャル出席に必要となる通信機器類及び通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、事前行使の上ご出席ください。

	PC		モバイル	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS	Windows 11	MacOS 最新版	Android 10以上	iOS 15以上
ブラウザ※1	Microsoft Edge, Google Chrome Mozilla Firefox	Safari	Chrome	Safari

※1 最新バージョンにてご覧ください。

※2 1Mbps以上の安定した通信速度が確保できる通信環境でのご視聴を推奨いたします。また、高画質でのご視聴をいただくには、5Mbps以上の高速インターネットプランのご利用を推奨いたします。

2 議決権行使について

バーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、決議事項の採決時にオンライン上で議決権を行使いただけます。

3 ご質問及び動議について

バーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、議長が指定する時間内に、オンライン上でご質問及び動議を提出いただけます。ご質問及び動議に関するご注意事項は「バーチャルオンリー株主総会へのご出席のご案内　6. ご質問及び動議の方法」に記載しておりますのでご参照ください。

4 その他の注意事項について

- 当社は、バーチャルオンリー株主総会の開催に当たり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権を行使できない場合もございます。当社として、このような通信トラブルにより株主様が被った不利益等に関しては一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- バーチャル出席に対応している言語は、日本語のみとなります点、ご了承ください。

5 お問い合わせについて

バーチャル株主総会ヘルプデスク

0120-245-022

受付時間：2026年12月3日（木曜日）
～2026年12月17日（木曜日）
午前9時～午後5時まで（土日祝日を除く平日）
株主総会当日　午前9時～配信終了まで

動画視聴について

株式会社
Jストリーム　**050-3085-5957**

受付時間：株主総会当日
ログイン開始時間～配信終了まで

議決権事前行使方法

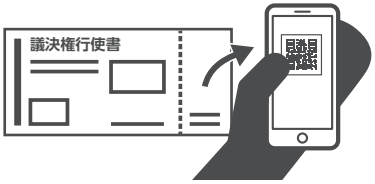
インターネット

スマートフォン又はタブレットから議決権行使

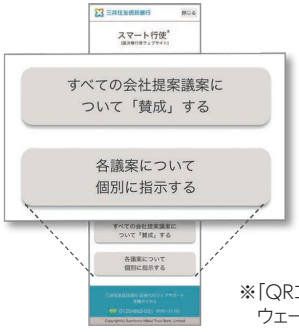
2026年12月17日(木)午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取っていただくことにより、議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に沿って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

郵送

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。

2026年12月17日(木)午後6時到着分まで

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031 [フリーダイヤル] 受付時間 午前9時～午後9時まで

議決権事前行使方法

インターネット

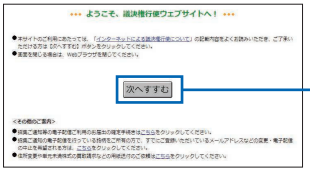
パソコンから議決権行使

2026年12月17日(木)午後6時入力完了分まで

議決権行使ウェブサイト

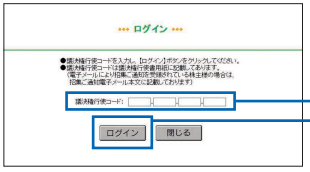
https://www.web54.net

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

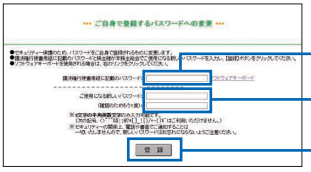
2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」と実際にご使用になる新しいパスワードをご入力ください。



「パスワード」を入力

ご自身でパスワードを設定

「登録」をクリック

4. 以降は画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

お手元のパソコン・スマートフォン・タブレット端末からも招集通知がご覧いただけます。
ボタン一つで議決権行使ウェブサイトにアクセス
https://s.srdb.jp/4051/

ご注意事項

●郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。●インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合(当日、バーチャル出席において議決権行使をした場合を含みます。)は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。●議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

1.変更の理由

（1）当社は、将来の資金調達等に対応するための資本政策上の柔軟性を確保するとともに、既存株主の皆様の持株比率の希薄化を可能な限り抑制し、株主価値の維持・向上を図ることが重要であると考えております。

（2）本議案は、発行可能株式総数について、既存株主の皆様の利益に配慮した資本政策を実現することを目的として、定款の一部を変更するものであります。

2.変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１条～第６条 条文省略	第１条～第６条 現行どおり
（発行可能株式総数） 第７条　当会社の発行可能株式総数は、28,761,360株とする。	（発行可能株式総数） 第７条　当会社の発行可能株式総数は、9,407,544株とする。
第８条～第37条 条文省略	第８条～第37条 現行どおり

第２号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）５名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）５名の選任をお願いするものであります。
監査等委員会は、すべての候補者について、取締役（監査等委員であるものを除く。）の候補者とした理由は適切であるため、議案に賛成しております。
取締役（監査等委員であるものを除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	地位	担当	当事業年度における取締役会への出席状況（出席率）
1	再任	杉山 憲太郎（すぎやま けんたろう）	代表取締役社長	CEO	19回中すべてに出席（100%）
2	再任	福田 知修（ふくだ ともなが）	取締役	CIO ITプラットフォーム本部 本部長	19回中すべてに出席（100%）
3	再任	玉井 伯樹（たまい ともき）	取締役	CFO コーポレートサポート本部 本部長	19回中すべてに出席（100%）
4	新任	川本 直哉（かわもと なおや）	上席執行役員	CTO ソリューションパートナー本部 本部長	―
5	再任	小出 達也（こいで たつや）	取締役	―	19回中すべてに出席（100%）

（注）CEO、CIO、CFO及びCTOは、それぞれ以下を示しております。
CEO：Chief Executive Officer（最高経営責任者）
CIO：Chief Information Officer（最高情報責任者）
CFO：Chief Financial Officer（最高財務責任者）
CTO：Chief Technology Officer（最高技術責任者）

候補者番号 1

杉山 憲太郎（すぎやま けんたろう）

1979年1月29日生（47歳）
※就任日現在

再　任



■ 所有する当社の株式数　普通株式　61,606株

■ 現在の当社における地位・担当及び取締役会への出席状況　代表取締役社長 CEO　取締役会　100%（19回／19回）

■ 略歴

2001年 4月　ニイウス株式会社（現株式会社ラック）入社
2007年11月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社
2013年 6月　同社第一金融インダストリー銀行第一サービス部長
2014年 6月　GMOペイメントゲートウェイ株式会社入社
2014年12月　GMOイプシロン株式会社常務取締役
2017年 5月　当社上席執行役員事業企画開発部部長
2017年12月　当社代表取締役社長CEO（現任）

■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割

2014年にGMOペイメントゲートウェイ株式会社に入社してから決済事業に関する豊富な知識と経験を積んでおり、2017年からは当社の代表取締役として事業計画の実現に係わる戦略立案及び実行において実績があり、取締役として適任であると判断しました。

■ 重要な兼職の状況

―

候補者番号 2

福田 知修（ふくだ ともなが）

1977年12月6日生（49歳）
※就任日現在

再　任



■ 所有する当社の株式数	普通株式	814株	
■ 現在の当社における地位・担当及び取締役会への出席状況	取締役 CIO ITプラットフォーム本部本部長	取締役会	100% （19回／19回）

■ 略歴

2000年 4月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社
2013年 1月　同社金融インダストリー銀行第一サービス第三サービス部長
2015年 7月　同社金融インダストリー銀行第一サービス部長
2018年 1月　同社金融サービス保険PSデリバリー部長
2019年 9月　当社入社
2019年 9月　GMOデータ株式会社取締役（出向、現任）
2020年12月　当社取締役
2021年 1月　当社取締役システム本部本部長
CIO（現任）
2023年10月　当社取締役ITプラットフォーム本部本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割

2019年にGMOデータ株式会社の取締役に就任し、2021年からシステム本部（現ITプラットフォーム本部）を統括し、システム体制の強化と事業計画の推進に貢献しており、決済システムに関する豊富な知識と経験を有していることから、取締役として適任であると判断しました。

■ 重要な兼職の状況

GMOデータ株式会社取締役

候補者番号 3

玉井 伯樹（たまい ともき）

1966年10月25日生（60歳）
※就任日現在

再　任



■ 所有する当社の株式数	普通株式	466株	
■ 現在の当社における地位・担当及び取締役会への出席状況	取締役 CFO コーポレートサポート本部本部長	取締役会	100% （19回／19回）

■ 略歴

1990年 4月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
2003年 9月　株式会社エルクコーポレーション（現キヤノンメディカルシステムズ株式会社）入社
2016年 7月　エン・ジャパン株式会社（現エン株式会社）入社
2017年 4月　同社執行役員管理本部長
2021年 8月　当社入社
2021年10月　当社執行役員管理部部長
2022年10月　当社上席執行役員管理本部本部長
2022年12月　当社取締役管理本部本部長
　　CFO（現任）
2022年12月　GMOカードシステム株式会社取締役（現任）
2023年10月　当社取締役コーポレートサポート本部本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割

2021年から管理部門を、2022年から管理本部（現コーポレートサポート本部）を統括し、管理体制の強化と事業計画の推進に貢献しており、企業経営及び管理部門全般において豊富な知識と経験を有していることから、取締役として適任であると判断しました。

■ 重要な兼職の状況

GMOカードシステム株式会社取締役

候補者番号

4 川本 直哉（かわもと なおや）

1973年10月23日生（53歳）
※就任日現在

新　任



■ 所有する当社の株式数	普通株式	一株	
■ 現在の当社における地位・担当及び取締役会への出席状況	上席執行役員 CTO ソリューションパートナー本部本部長	取締役会	ー

■ 略歴

1997年 4月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社
2012年 2月　IBM Singapore Pte Ltd出向
2018年 4月　同社Global Strategy Office室長
2021年 8月　日本アイ・ビー・エム株式会社帰任
　　スペシャルプロジェクト担当
2022年 9月　当社入社
2022年10月　当社執行役員
　　CTO（現任）
2023年10月　当社執行役員ビジネスサービス本部本部長
2024年 1月　当社上席執行役員ビジネスサービス本部本部長
2025年 4月　当社上席執行役員ソリューションパートナー本部イノベーションオフィス室長
2026年10月　当社上席執行役員ソリューションパートナー本部本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割

2022年の当社入社以来、CTOとしてのIT基盤整備や業務のデジタル化、新規事業の立上げ等に携わり、IT及び事業運営に関する豊富な知識と経験を有しております。2026年からはソリューションパートナー本部を統括しており、これらの知見を活かしたソリューション提案力の向上と事業計画の推進への貢献が期待できることから、取締役として適任であると判断しました。

■ 重要な兼職の状況

ー

候補者番号 5

小出 達也（こいで たつや）

再　任

1963年5月12日生（63歳）
※就任日現在



■ 所有する当社の株式数　普通株式　一株

■ 現在の当社における地位・担当及び取締役会への出席状況　取締役　取締役会　100%（19回／19回）

■ 略歴

1986年 4月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社
2021年 1月　同社取締役専務執行役員グローバル・セールス事業本部長
2021年 9月　GMOペイメントゲートウェイ株式会社イノベーション・パートナーズ本部上席執行役員
2021年12月　当社取締役（現任）
2021年12月　GMOペイメントゲートウェイ株式会社上席専務執行役員イノベーション・パートナーズ本部本部長
2024年 4月　同社上席専務執行役員インダストリーソリューション本部本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割

日本アイ・ビー・エム株式会社における豊富な営業経験と営業のリーダーを育成した経験と知識を、当社の経営に活かしていただくため、取締役として適任であると判断しました。

■ 重要な兼職の状況

GMOペイメントゲートウェイ株式会社
上席専務執行役員インダストリーソリューション本部本部長

（注）1．候補者福田知修氏は、当社の子会社であるGMOデータ株式会社の取締役であり、当社は当該会社との間に営業上の取引関係があります。
2．候補者玉井伯樹氏は、当社の子会社であるGMOカードシステム株式会社の取締役であり、当社は当該会社との間に営業上の取引関係があります。
3．その他の各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4．当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役長澤孝吉氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。
なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。
また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は以下のとおりです。

櫻井　功（さくらい　いさお）

1963年３月27日生（63歳）
※就任日現在

新　任
社　外
独立役員



■ 所有する当社の株式数　普通株式　―株

■ 現在の当社における地位・担当及び取締役会・監査等委員会への出席状況　―

取締役会	―
監査等委員会	―

■ 略歴

1985年４月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社
2003年４月	同社グローバルビジネスサービス事業 金融第１サービス第５サービス部長
2007年４月	同社ITSデリバリー金融サービス担当統括部長
2011年１月	同社ITSデリバリー金融サービス担当理事
2015年４月	かんぽシステムソリューションズ株式会社出向 統括補佐役
2018年４月	日本アイ・ビー・エム株式会社帰任 グローバルビジネスサービス事業理事
2026年12月	GMOデータ株式会社監査役就任予定

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

日本アイ・ビー・エム株式会社において長年にわたり金融分野に携わり、金融システムに関する豊富な知識と経験に加え、大型プロジェクトの管理、品質管理及び人材管理の知見を有しております。これらの知見を活かし、専門的かつ客観的な視点から当社のシステムガバナンス及び内部統制システムの強化と取締役の職務執行の監査を期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しました。

■ 重要な兼職の状況

GMOデータ株式会社監査役就任予定

（注）１．候補者櫻井功氏は、当社の子会社であるGMOデータ株式会社の監査役に就任する予定であり、当社は当該会社との間に営業上の取引関係があります。
２．候補者櫻井功氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
３．当社は、候補者櫻井功氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約の概要は、事業報告「４．会社役員に関する事項（２）責任限定契約の内容の概要」に記載のとおりであります。
４．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「決済に変革　社会を変えるNo.1キャッシュレスプラットフォーマーへ」をビジョンとして掲げ、その実現を効果的、効率的に図ることができるガバナンス体制を構築します。

取締役スキルマトリックス（本総会において各候補者が選任された場合）

氏名	 杉山憲太郎（すぎやまけんたろう）	 福田知修（ふくだともなが）	 玉井伯樹（たまいともき）	 川本直哉（かわもとなおや）
役職名	代表取締役社長・CEO	取締役・CIO ITプラットフォーム 本部本部長	取締役・CFO コーポレートサポート 本部本部長	取締役・CTO ソリューションパートナー 本部本部長
GMOイズムの実践※	●	●	●	●
企業経営	●			
システム・ セキュリティ		●		●
リスク管理		●	●	
法務・ガバナンス			●	
財務・会計・税務			●	
営業・マーケティング				●
投資（M&A）			●	
金融事業				
人材育成・採用、 ダイバーシティ				
ESG・ サステナビリティ			●	

※GMOイズムとは、GMOインターネットグループにおける不変の目標である「スピリットベンチャー宣言」、「55ヵ年計画」のほか、「幹部の心得」、「勝利の法則」を表現した社是・社訓の総称

取締役の候補の選任については、取締役がその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を備え、取締役会の多様性と適正規模を両立させる形で構成されるよう留意しております。取締役候補者は、この方針に従って選定し、指名報酬委員会の審議を経た上で、取締役会に上申され、決定されます。

※下記一覧は取締役が有する全ての専門性、経験を示すものではありません。

氏名	 小出達也（こいでたつや）	 社外 独立役員 嶋村那生（しまむらなお）	 社外 独立役員 浅山理恵（あさやまりえ）	 社外 独立役員 小澤　哲（おざわ　さとる）	 社外 独立役員 櫻井　功（さくらい　いさお）
役職名	取締役	取締役 (監査等委員)	取締役 (監査等委員)	取締役 (監査等委員)	取締役 (監査等委員)
GMOイズムの実践※	●	●	●	●	●
企業経営			●	●	
システム・ セキュリティ					●
リスク管理			●	●	●
法務・ガバナンス		●		●	●
財務・会計・税務					
営業・マーケティング	●				
投資（M&A）					
金融事業			●		
人材育成・採用、 ダイバーシティ	●		●		
ESG・ サステナビリティ		●	●		

第４号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する業績連動型株式報酬制度改定の件

１．提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2021年12月17日開催の2021年9月期(第23期)定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」と言う。）を導入することについて、ご承認いただき、現在に至っております。(以下、上記株主総会における決議を「原決議」と言う。)

本議案は、当社の中長期的な企業価値向上に向けた取締役の貢献意欲をさらに高めること等を目的として、本制度に基づき当社株式を取得する資金として拠出する金額の上限の廃止、本制度に係る対象期間の変更、及び、当社株式とともに当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を給付することを内容とする一部改定を行った上で本制度を継続することについて、ご承認をお願いするものです。

なお、本議案の内容は、原決議同様、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としていること、当社の指名報酬委員会から、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の改定は相当であるとの答申を得ており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、相当であるものと考えております。

本議案は、2023年12月17日開催の2023年9月期(第25期)定時株主総会においてご承認をいただきました取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額（年額300,000千円以内(うち、社外取締役は年額30,000千円以内)）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第２号議案が原案のとおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は４名となります。なお、監査等委員会から、本制度の目的、指名報酬委員会からの答申を含む本議案の決定プロセスを踏まえ、本制度の改定は相当であるとの意見表明を受けております。

２．本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

（主な改定箇所は、下線のとおりです。）

（１）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」と言う。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」と言う。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として在

任中一定の時期（ポイント付与後、２年を経過した時期）となります。ただし、退任取締役に関しては、退任後、所定の時期に当社株式等の給付を受けることとします。

（２）本制度の対象者
取締役（社外取締役及び非常勤取締役は、本制度の対象外とします。）

（３）信託金額
当社は、2022年９月末日で終了した事業年度から2026年９月末日で終了した事業年度までの５事業年度（以下、当該５事業年度の期間を「当初対象期間（改定前）」と言い、当初対象期間（改定前）及び当初対象期間（改定前）の経過後に開始する５事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間（改定前）」と言う。）及びその後の各対象期間（改定前）を対象として本制度を導入しており、当初対象期間（改定前）に関して本制度に基づく当社の取締役への給付を行うための当社株式の取得資金として、60百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初対象期間（改定前）に関して当社株式4,700株を取得しております。
本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2027年９月末日で終了する事業年度から2030年９月末日で終了する事業年度までの４事業年度（以下、当該４事業年度の期間を「当初対象期間（改定後）」と言い、当初対象期間（改定後）及び当初対象期間（改定後）の経過後に開始する取締役会が都度予め定める期間（最短１事業年度、最長５事業年度とします。）を、それぞれ「対象期間（改定後）」と言う。）及びその後の各対象期間（改定後）を対象として本制度を継続することとします。
本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間（改定後）ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間（改定後）に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」と言う。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間（改定後）における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。
（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

（４）本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数
本信託による当社株式の取得は、上記（３）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。なお、取締役に付与されるポイント数の上限は、下記（５）のとおり、各対象期間（改定後）当たり当該対象期間（改定後）に係る事業年度の数に6,000ポイントを乗じた数のポイントであるため、各対象期間（改定

後）について本信託が取得する当社株式の上限は当該対象期間（改定後）に係る事業年度の数に6,000株を乗じた数となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（5）取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき連結営業利益の目標値に対する達成度等を勘案し指名報酬委員会での協議を経て定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、6,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

取締役に付与される１事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数60個の発行済株式総数に係る議決権数82,621個（2026年９月30日現在）に対する割合は約0.1％です。

下記（6）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、在任中一定の時期（ポイント付与後、２年を経過した時期）までに当該取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」と言う。）。

（6）当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（5）の記載に従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、上記（1）の各時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。また、当社株式等の給付を受けた取締役であっても、在任中に一定の非違行為や当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、取締役会の決議に基づき、取締役が受領した当社株式等に相当する経済価値の返還を請求できることとします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の１株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

（7）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（8）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

以上

「当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」

イ．当該方針の決定の方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において、決議しております。

ロ．当該方針の内容の概要

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系としており、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての役員賞与及び株式報酬により構成し、監査等委員である取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払う方針としております。業績連動報酬等は、当社の事業内容に照らし本業業績を端的に示すという理由から各連結会計年度の連結営業利益を指標とし、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として支給しております。当連結会計年度の連結営業利益は2,908,922千円です。

株式報酬については、役員株式給付規程に基づき、当社株式を給付するとともに、所定の要件を満たす場合には、その一部に代えて、権利確定日時点の当社株式の時価に基づき算定した金額相当の金銭を給付することとしております。

取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長杉山憲太郎氏が取締役の個別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の額の報酬案であり、指名報酬委員会への諮問及びその答申を踏まえて決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業等の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためであります。

また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会の決議によって定められた報酬枠の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により定める固定報酬とし、企業の業績に左右されない適正な報酬が確保されることで、その独立性を担保しております。

ハ. 当該事業年度に係る個人別報酬の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役会で決定された報酬等の基本方針及び当該手続きに基づき決定されていることから、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に沿うものであると判断しております。

事業報告 （自　2025年10月１日　至　2026年９月30日）

1 企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、訪日外国人数や企業投資の増加、生成AIの社会への浸透など技術革新の進展がみられるなか、緩やかな成長基調で推移しました。一方、物価上昇による消費者マインドへの影響に加え、為替変動や米国の通商政策、中東情勢、金融資本市場の変動など、景気の先行きには不透明な状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループが事業を展開する対面キャッシュレス決済市場では、人手不足を背景とした省人化・業務効率化へのニーズに加え、消費者の利便性向上に向けた取組みが進んでおります。小売・外食などの生活領域に加え、駐車場や公共交通機関などのモビリティ領域でも、キャッシュレス決済の導入が拡がっております。

クレジットカード決済の動向についても、2025年の決済額は約135兆円、前年比約15％増となり、引き続き拡大しております（出典：経済産業省「2025年のキャッシュレス決済比率を算出しました」及び前年公表値に基づき算出）。

当社グループは、対面決済市場におけるシェア拡大を目指し、クレジットカード会社や銀行、並びにPOSサービス事業者、精算機・自動販売機・券売機製造メーカーなどのアライアンスパートナーとともに、新規加盟店の獲得及び対面キャッシュレスプラットフォームの導入に注力し、当連結会計年度においても業績を拡大させることができました。

具体的には、大手商業施設の本格稼働に加え、小売チェーンや外食チェーンなどの生活領域加盟店への導入が拡大しました。無人・IoT領域では、セルフレジや駐車場精算機への導入が拡大するとともに、モビリティ領域における設置台数の増加が寄与しました。また、SME(中小規模加盟店)領域では、steraを軸に調剤薬局、美容・医療への導入が拡大しております。

こうした市場拡大を背景に、当社グループでは、大手商業施設の本格稼働や生活領域加盟店の拡大が成長を牽引しました。その結果、当社グループが重要KPIとして位置づける①「アクティブID数」は前連結会計年度第４四半期比＋7.2万ID、②「決済処理件数」は前連結会計年度比＋36％、③「GMV（決済処理金額）」は同＋23％となり、着実に拡大しております。

売上面では、ストック売上、フィー売上及びスプレッド売上からなるリカーリング型売上が11,191百万円（前年同期比25.1％増）となりました。イニシャル売上についても、大手ドラッグストアや商業施設向け案件の進捗、大口案件の前倒し及びSME向け施策が寄与し、11,404百万円（前年同期比26.9％増）となりました。利益面では、開発売上の減少による影響があったものの、リカーリング型売上の拡大に伴う売上総利益の増加が営業利益の成長を牽引しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は22,596,320千円(前年同期比26.0％増)、営業利益は2,908,922千円(前年同期比30.4％増)、税引前利益は2,884,525千円(前年同期比29.8％増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,953,312千円(前年同期比19.7％増)となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,193,089千円であり、その主なものは自社利用のソフトウェアであります。

（3）吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2025年10月１日付でTakeMe株式会社より、同社の飲食店オペレーション支援・モバイルオーダー事業を吸収型会社分割により承継いたしました。

（4）対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

❶ 情報セキュリティの強化

当社グループは、決済処理サービスにおいてクレジットカード情報を取り扱うため、クレジット業界特化のPCI SSC(Payment Card Industry Security Standards Council)というグローバル規模の業界団体が定めたセキュリティ基準PCI DSSに準拠し、認定を受けています。この認定は、毎年更新が求められ、QSA(Qualified Security Assessor)というPCI SSCが認めた専門機関によって、サーバー設置場所でのセキュリティ・レベルの確認と外部からのネットを介した攻撃対応力がチェックされます。決済端末についても、PCI SSCが定めるセキュリティ基準『PCI PTS（PIN Transaction Security)』の認定を受けた端末を提供しています。

また、当社グループでは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会の「プライバシーマーク」を2014年４月に取得し、その後定期的に更新することで個人情報の保護に努めています。

加えて、リスク管理委員会を定期的に開催し、セキュリティに関する課題、リスク認識、対応策、その進捗について経営幹部が情報共有し、経営の重要テーマと認識し意思決定を行っています。

今後も、サイバー攻撃や不正アクセス等による情報漏えいリスクに対応するため、情報セキュリティに関する管理体制及び対策の継続的な強化に取組み、利用者と加盟店が安心して利用できる決済サービスの提供に努めてまいります。

❷ 新たな決済手段への対応と新分野への進出

当社グループの対面決済サービスは、クレジットカード、電子マネー、QRコードなど多様な決済手段に対応しており、決済端末の利用シーンも、有人店舗から自動精算機、自動販売機などへ拡がっております。今後も持続的な成長に向けて、新たな決済手段や利用分野に迅速に対応し、サービスの提供領域を拡大することが重要な課題であると認識しております。

❸ **決済システムの安定的な稼働**

利用者と加盟店が安心して決済サービスを利用できるよう、決済システムの安定稼働を確保することは、当社グループの重要な課題であります。事業規模の拡大に対応したシステム投資と人材育成に加え、障害の未然防止、発生時の迅速な復旧及び関係先への情報提供、再発防止に向けた運用体制の強化に取組んでまいります。

❹ **アライアンスの推進**

決済処理サービス分野には、クレジットカード会社、金融機関、決済端末関連企業、加盟店、各種決済サービス事業者など、多様な事業者が関わっております。当社グループは、様々な事業者とのアライアンスを通じて、効率的な加盟店獲得とサービスレベルの向上を図るとともに、サービスラインナップの拡充や収益機会の拡大に向けた積極的なM＆A及び投資活動を推進することが重要な課題であると認識しております。

❺ **組織体制の整備及び内部管理体制の強化**

当社グループは、今後の事業拡大を支えるため、人材の採用・育成を継続するとともに、事業規模に応じた組織体制の整備を進めることが重要な課題であると認識しております。事務処理能力の向上、業務運営の効率化及び加盟店管理体制の強化を図り、あわせて、リスク管理及びコンプライアンス体制を充実させることで、コーポレート・ガバナンスの強化に取組んでまいります。

（5）財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況

IFRS

区　分	単位	第25期 (2023年９月期)	第26期 (2024年９月期)	第27期 (2025年９月期)	第28期 (当連結会計年度) (2026年９月期)
売上収益	(千円)	15,909,069	18,705,381	17,927,780	22,596,320
営業利益	(千円)	1,134,909	1,531,804	2,230,646	2,908,922
親会社の所有者に帰属する当期利益	(千円)	782,250	1,013,389	1,632,030	1,953,312
基本的１株当たり当期利益	(円)	94.58	121.99	197.49	236.59
資産合計	(千円)	9,322,980	14,206,683	13,832,483	16,063,823
資本合計	(千円)	5,140,530	5,890,639	6,494,347	7,589,813
１株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	596.13	676.41	757.88	888.12

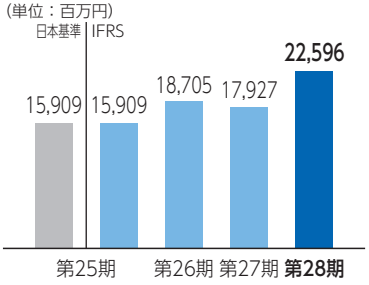
(注) １．第27期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第25期及び第26期のIFRSに準拠した数値も併記しております。
２．当社は株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式については連結計算書類において自己株式として計上しております。また、基本的１株当たり当期利益を算定するための普通株式の期中平均株式数及び１株当たり親会社所有者帰属持分を算定するための普通株式の期末発行済株式数について、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております。

日本基準

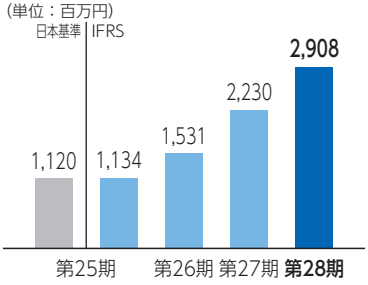
区　分	単位	第25期 （2023年９月期）	第26期 （2024年９月期）
売上高	(千円)	15,909,069	18,705,381
営業利益	(千円)	1,120,324	1,514,491
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	746,433	986,682
１株当たり当期純利益	(円)	90.25	118.78
総資産	(千円)	9,262,240	13,955,242
純資産	(千円)	5,115,795	5,799,818
１株当たり純資産額	(円)	592.97	665.30

(注) １．当社は株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式については連結計算書類において自己株式として計上しております。また、１株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数及び１株当たり純資産額を算定するための普通株式の期末発行済株式数について、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております。
２．当社は、2023年１月17日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

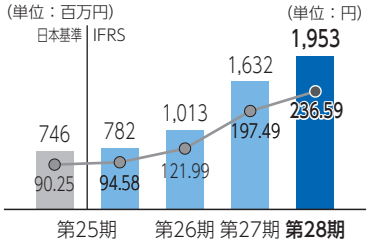
■ 売上高／売上収益



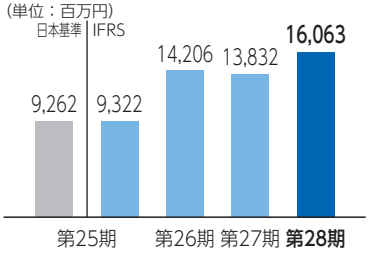
■ 営業利益



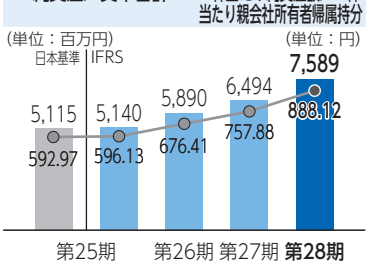
■ 親会社株主に帰属する当期純利益／親会社の所有者に帰属する当期利益
● 1株当たり当期純利益／基本的1株当たり当期利益



■ 総資産／資産合計



■ 純資産／資本合計
● 1株当たり純資産額／1株当たり親会社所有者帰属持分



（6）重要な親会社及び子会社の状況

❶ 親会社との関係

親　会　社	当社株式の持株数	当社に対する議決権比率	主要な事業内容
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	4,713,180株	57.04%	インターネットインフラ事業
GMOインターネットグループ株式会社	一株	(57.04%)	総合インターネット事業

（注）当社に対する議決権比率欄の（　）内は、間接被所有割合であります。

当社は、GMOペイメントゲートウェイ株式会社との間に営業上の取引関係があります。また、当社はGMOペイメントゲートウェイ株式会社から出向者を受け入れております。
当社は、GMOインターネットグループ株式会社との間に営業上の取引関係があります。

❷ 親会社等との間の取引に関する事項

イ．当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項
一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、市場価格や他社との取引条件を考慮して個別に交渉の上、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。
事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、独立性を確保し、経営及び事業活動にあたっております。なお、親会社との取引については、一定の基準に応じて、独立役員である社外取締役で構成される特別委員会にて検討しております。

ハ．取締役会の判断が、社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

ニ．親会社と締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等の内容の概要
該当事項はありません。

❸ 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
GMOカードシステム株式会社	10,000千円	100%	対面決済サービス事業
GMOデータ株式会社	100,000千円	51%	対面決済サービス事業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

（7）主要な事業内容（2026年９月30日現在）

当社グループは、クレジットカード、電子マネー等のキャッシュレス決済インフラ提供事業を主要な事業としております。

売上区分とその主要項目は以下のとおりであります。

売上区分	主要項目
ストック	クレジットカード会社や加盟店単位の月額固定売上、契約ID数単位通信料売上等
フィー	クレジットカード及びデビットカード決済の処理件数に応じた処理料売上、ロール紙売上等
スプレッド	包括加盟店契約に基づく、GMV（決済処理金額）に応じた手数料売上等
イニシャル	決済端末売上、決済端末付属品売上、開発受託売上、初期登録料売上等

（8）主要な営業所（2026年９月30日現在）

名　称	所在地
当社	本社：東京都渋谷区
GMOカードシステム株式会社	本社：東京都渋谷区
GMOデータ株式会社	本社：東京都渋谷区

（注）GMOカードシステム株式会社は、2026年２月28日付をもって、九州支社を閉鎖いたしました。

（9）従業員の状況（2026年９月30日現在）

❶ 企業集団の従業員数

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
139名　(25名)	16名増（―）

（注）従業員数は就業人員（グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（）外数で記載しております。

❷ 当社の従業員数

従　業　員　数	前事業年度末比増減
122名　(22名)	16名増（―）

（注）従業員数は就業人員（社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（）外数で記載しております。

（10）主要な借入先（2026年９月30日現在）

借　　入　　先	借　入　残　高
株式会社三井住友銀行	1,300,000千円
株式会社みずほ銀行	500,000千円
株式会社りそな銀行	500,000千円

（注）運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に係る融資枠の総額は6,000,000千円であります。

（11）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2026年９月30日現在）

（１）発行可能株式総数　28,761,360株
（２）発行済株式の総数　8,271,714株　（自己株式67,766株を除く）
（３）株主数　2,673名
（４）大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	4,713,180	56.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	496,900	6.00
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	260,600	3.15
豊山慶輔	216,480	2.61
JPモルガン証券株式会社	191,968	2.32
THE BANK OF NEW YORK 133652	170,900	2.06
JP MORGAN CHASE BANK 385839	151,000	1.82
CEP LUX－ORBIS SICAV	122,100	1.47
高野明	100,000	1.20
上田八木短資株式会社	82,700	0.99

（注）１．持株比率は発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合であります。
２．持株比率は小数点第２位未満を切り捨てて表示しております。

（５）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役(当社の親会社の業務執行者を兼務している者及び社外取締役を除く)	1,880	4

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、40～41頁「(４)当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（2026年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	杉　山　憲太郎	CEO
取　締　役	青　山　明　生	ソリューションパートナー本部本部長 GMOデータ株式会社　代表取締役社長
取　締　役	福　田　知　修	ITプラットフォーム本部本部長・CIO GMOデータ株式会社　取締役
取　締　役	玉　井　伯　樹	コーポレートサポート本部本部長・CFO GMOカードシステム株式会社　取締役
取　締　役	小　出　達　也	GMOペイメントゲートウェイ株式会社 上席専務執行役員インダストリーソリューション本部本部長
取　締　役 （監査等委員）	嶋　村　那　生	あさひ法律事務所　パートナー弁護士
取　締　役 （監査等委員）	浅　山　理　恵	ＳＭＢＣオペレーションサービス株式会社取締役副社長 株式会社宮崎銀行取締役監査等委員
取　締　役 （監査等委員）	長　澤　孝　吉	GMOデータ株式会社　監査役
取　締　役 （監査等委員）	小　澤　　哲	

（注）１．取締役嶋村那生、浅山理恵、長澤孝吉及び小澤哲の4氏は社外取締役であります。
２．取締役(監査等委員)長澤孝吉氏は、常勤取締役(監査等委員)であります。当社は、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるために、質の高い社内情報の収集及び会計監査人・内部監査室との密接な連携を可能とすべく、常勤の監査等委員を選定しております。
３．当社は、取締役嶋村那生、浅山理恵、長澤孝吉及び小澤哲の4氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．取締役（監査等委員）浅山理恵氏の戸籍上の氏名は、久保理恵であります。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役嶋村那生、浅山理恵、長澤孝吉及び小澤哲の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は会社法第425条第1項各号の合計額であります。

（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。また、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないよう被保険者が違法に利益もしくは便宜を得たこと、犯罪行為、詐欺行為、又は法令等に違反することを認識しながら行った行為を補償対象外としております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び管理職従業員であり、その保険料を当社が負担しております。

（4）当事業年度に係る取締役の報酬等

❶ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ．当該方針の決定の方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において、決議しております。

ロ．当該方針の内容の概要

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系としており、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての役員賞与及び株式報酬により構成し、監査等委員である取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払う方針としております。業績連動報酬等は、当社の事業内容に照らし本業業績を端的に示すという理由から各連結会計年度の連結営業利益を指標とし、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として支給しております。当連結会計年度の連結営業利益は2,908,922千円です。

株式報酬については、役員株式給付規程に基づき、当社株式を給付するとともに、所定の要件を満たす場合には、その一部に代えて、権利確定日時点の当社株式の時価に基づき算定した金額相当の金銭を給付することとしております。

取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長杉山憲太郎氏が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の額の報酬案であり、指名報酬委員会への諮問及びその答申を踏まえて決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業等の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためであります。

また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会の決議によって定められた報酬枠の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により定める固定報酬とし、企業の業績に左右されない適正な報酬が確保されることで、その独立性を担保しております。

ハ．当該事業年度に係る個人別報酬の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会で決定された報酬等の基本方針及び当該手続きに基づき決定されていることから、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当社は、2026年11月16日開催の取締役会において、本定時株主総会に付議する第４号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する業績連動型株式報酬制度改定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の一部を変更することを決議しております。当該変更は、業績連動型株式報酬制度における給付方法について、当社株式による給付に加え、その一部を金銭により給付できることとするものであります。

❷ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等		
			賞与(注3)	株式報酬(注4)	
取締役（監査等委員を除く）	219,963千円	97,986千円	110,000千円	11,977千円	４名
（うち社外取締役）	（ － ）	（ － ）	（ － ）	（ － ）	（ － ）
取締役（監査等委員）	23,520千円	23,520千円	－	－	４名
（うち社外取締役）	(23,520千円)	(23,520千円)	（ － ）	（ － ）	(４名)

（注）１．取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額は、2023年12月17日開催の2023年9月期(第25期)定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち、社外取締役は年額30,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は5名です。また、当該報酬額とは別枠で取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）の株式報酬制度として、2021年12月17日開催の2021年9月期(第23期)定時株主総会において業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」と言う。）の導入が決議されております。当該決議時点の対象となる取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）の員数は4名です。本制度は、当社が拠出する取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、各連結会計年度の業績目標の達成度及び各取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）の職務執行状況等に応じて当社株式が交付されるものとなります。

２．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年12月17日開催の2023年9月期(第25期)定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は４名です。

３．上記業績連動報酬等の「賞与」の総額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額110,000千円（取締役（監査等委員であるものを除く。）４名に対して110,000千円）を記載しております。

４．上記業績連動報酬等の「株式報酬」の総額は、業績連動型株式報酬に関して当事業年度中に付与した株式付与ポイントに係る報酬金額を記載しております。

５．当事業年度末の現在の人員は、取締役（監査等委員であるものを除く。）5名（うち社外取締役０名）、監査等委員である取締役４名（うち社外取締役４名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、無報酬の取締役（監査等委員であるものを除く。）１名が在任しているためであります。

❸ 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

（5）社外役員に関する事項

❶ 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役（監査等委員）嶋村那生氏は、あさひ法律事務所パートナー弁護士を兼務しております。あさひ法律事務所と当社の間には、特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）浅山理恵氏は、SMBCオペレーションサービス株式会社取締役副社長及び株式会社宮崎銀行取締役監査等委員を兼務しております。SMBCオペレーションサービス株式会社及び株式会社宮崎銀行と当社の間には、特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）長澤孝吉氏は、当社の子会社であるGMOデータ株式会社の監査役を兼務しております。GMOデータ株式会社と当社との間には、営業上の取引関係があります。

❷ 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	嶋　村　那　生	当事業年度開催の取締役会19回のうちすべてに出席し、また、監査等委員会13回のうちすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、豊富な知識と経験に基づき高い倫理観を持って経営の監督を遂行しており、当社の経営に対して有益な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	浅　山　理　恵	当事業年度開催の取締役会19回のうちすべてに出席し、また、監査等委員会13回のうちすべてに出席し、企業経営の経験に基づき適切に監督し、当社の経営に対して有益な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	長　澤　孝　吉	当事業年度開催の取締役会19回のうち14回に出席し、また、監査等委員会13回のうち10回に出席し、主に当社の属する事業分野及び業界に関する豊富な経験と知見から、当社の経営に対して有益な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	小　澤　　哲	当事業年度開催の取締役会19回のうちすべてに出席し、また、監査等委員会13回のうちすべてに出席し、会社経営による豊富な経験、金融システム及びコーポレートガバナンスの知見を活かして、当社の経営に対して有益な発言を適宜行っております。

5 会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
当社	44,000	—
連結子会社	—	—
計	44,000	—

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

❶ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンス体制確立のため、コンプライアンス管理規程を定め、これらに従い、コンプライアンス経営を推進する。

コンプライアンス委員会を設置し、グループ全体のコンプライアンスに関する意識の高揚を図り、当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。

コンプライアンス経営の確保を目的として、グループ全体を対象とした内部通報制度を設ける。

当社及び子会社においてコンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、コンプライアンス委員会で対処方法等を速やかに検討し実施する。

財務報告に係る内部統制について、社内の責任体制等を明確にし、財務報告の信頼性を確保する。

監査等委員は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

内部監査室は、内部統制の評価並びに業務の適正・有効性について監査する。

反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

❷ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における意思決定に係る情報、代表取締役の重要な決裁に係る情報については、法令・定款及び社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切な状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

❸ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

健全な経営基盤の確立と安定した収益を確保するため、リスク管理に関する基本的な考え方、行動指針等を定めた「リスク管理規程」をリスク管理の最上位の方針と位置づけ、リスク管理規程に基づき、リスクの定義及び主管責任部門を定める。

取締役社長が指名した委員長を中心としてリスク管理委員会がリスク管理方針を策定し、リスク管理規程に基づき、リスクマネジメント活動を円滑、適正に推進する。

リスクが顕著化した場合又はリスクが顕著化する恐れがある場合、災害時等の緊急対応時マニュアルに基づき、緊急対策本部を設置し迅速に対応する。

監査等委員及び内部監査部門は、統合リスクマネジメント態勢の実効性について監査する。

❹ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の運営及び付議事項等を定めた「取締役会規則」を制定する。
中期事業計画は取締役会を経て策定され、それらに沿った事業戦略及び諸施策を図る。
また、社内の指揮･命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

❺ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社と親会社との間における不適切な取引又は会計処理を防止するための監査体制を会計監査人とも連携して整備する。
当社は、当社が定める関係会社規程に基づく子会社運営基準において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
当社及び子会社からなるグループ間の協調、連携及び情報共有並びに経営層による業務執行状況のモニタリングを目的として、毎月業務報告会を開催する。
当社の監査等委員及び内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査する。

❻ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価・維持・改善等を行う。
当社の各部門及び子会社は、業務遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

❼ 監査等委員の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を置くものとする。
配置にあたっての使用人の人数、人選等については、監査等委員の意見を十分考慮して検討する。

❽ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の職務を補助すべき使用人は、もっぱら監査等委員の指揮・命令に従うものとする。
監査等委員の職務を補助する使用人は、他部署を兼務しない。

❾ 監査等委員の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

⑩ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の当社の監査等委員への報告に関する体制

取締役及び執行役員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査等委員に、必要の都度、遅滞なく報告する。

取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員が事業の報告を求めた場合、又は監査等委員が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員に報告する。

⑪ 監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

⑫ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

⑬ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員の監査機能の向上のため、監査等委員の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。監査等委員は、取締役の職務執行の監査及び監査体制の整備のため、必要に応じ代表取締役、会計監査人、内部監査室等とミーティングを行う。

監査等委員は、会計監査人、内部監査室等と、情報・意見交換等を行い、緊密な連携を図る。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況＞

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

❶ リスク管理に対する取組み

リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を開催し、当社グループのリスクを抽出・評価し、リスク管理を徹底しました。

❷ 職務の執行の効率性の確保のための取組み

当社グループは、取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社取締役（監査等委員であるものを除く。）及び幹部社員をメンバーとする会議を週1回開催し、各取締役（監査等委員であるものを除く。）の管掌部門の課題等について検討を行いました。

❸ コンプライアンスに対する取組み

当社グループの役職員に向けてコンプライアンスの重要性に関するメッセージを発信するとともに、当社グループの役職員を対象としたコンプライアンス研修やモニタリングを実施するなど、コンプライアンス意識の向上に取組みました。

また、コンプライアンス委員会を年２回開催し、各部門のコンプライアンスに対する運用状況の確認を行いました。

❹ 監査等委員会監査の実効性の確保のための取組み

当社監査等委員会は、当社グループの重要な会議に出席したほか、取締役（監査等委員であるものを除く。）や役職員からヒアリングを行うなど、業務の執行状況を直接的に確認しました。また、代表取締役社長、会計監査人及び内部監査担当との会合を定期的に実施することで、情報交換及び相互の意思疎通を図りました。

（２）株式会社の支配に関する基本方針

現時点において特段の定めはありません。

（３）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主還元を経営上の重要な課題と認識しており、業績や事業拡大に向けた資金需要に対応した内部留保の確保を総合的に勘案した上で、安定的かつ継続的な配当を実施する方針です。

（注）本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書

（単位：千円）

科　目	第28期 2026年９月30日現在	（ご参考）第27期 2025年９月30日現在
● 資産の部		
流動資産	**12,493,217**	**10,852,651**
現金及び現金同等物	4,774,094	4,257,275
営業債権及びその他の債権	2,624,721	2,484,263
棚卸資産	3,709,985	3,197,593
未収法人所得税等	－	15,987
その他の金融資産	13,189	12,928
その他の流動資産	1,371,225	884,602
非流動資産	**3,570,606**	**2,979,832**
有形固定資産	183,102	329,906
のれん及び無形資産	2,548,774	1,867,607
その他の金融資産	180,671	275,230
繰延税金資産	647,646	486,588
その他の非流動資産	10,411	20,499
資産合計	**16,063,823**	**13,832,483**

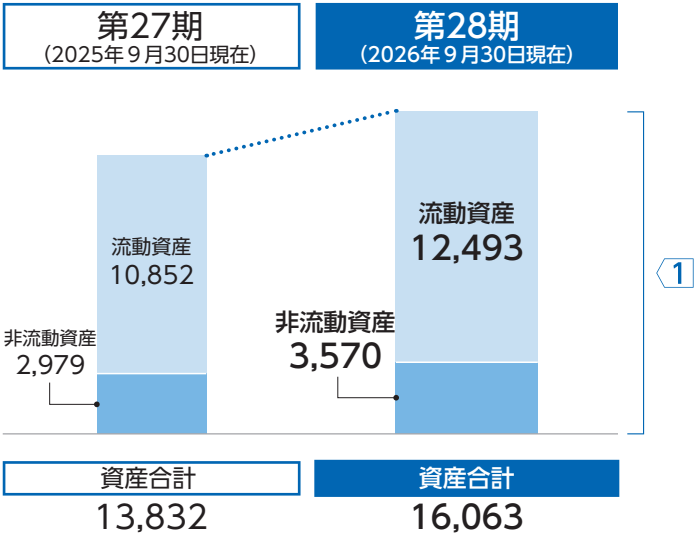
（注）１．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
　　２．（ご参考）第27期は、監査対象外です。

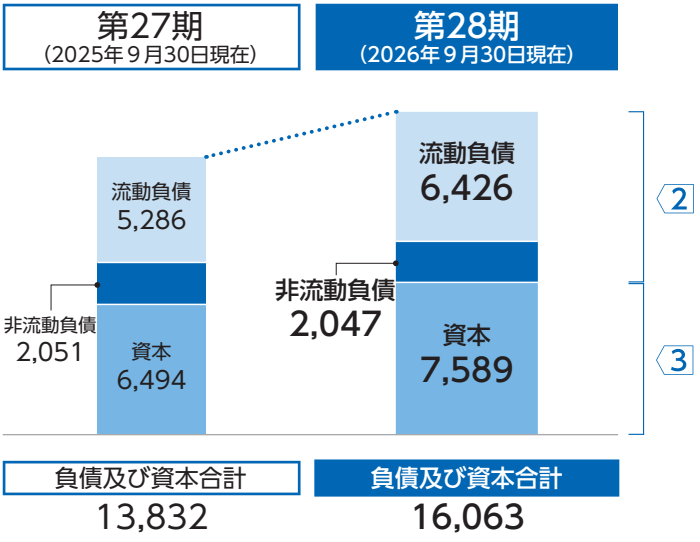
（単位：千円）

科　目	第28期 2026年９月30日現在	（ご参考）第27期 2025年９月30日現在
● 負債の部		
流動負債	**6,426,797**	**5,286,476**
営業債務及びその他の債務	3,132,025	3,193,306
借入金	300,000	－
その他の金融負債	4,033	129,633
未払法人所得税等	709,551	292,786
引当金	505,800	497,000
その他の流動負債	1,775,387	1,173,749
非流動負債	**2,047,212**	**2,051,659**
借入金	2,000,000	2,000,000
その他の金融負債	7,465	10,863
引当金	29,816	29,416
繰延税金負債	－	1,424
その他の非流動負債	9,930	9,954
負債合計	**8,474,009**	**7,338,136**
● 資本の部		
親会社の所有者に帰属する持分	**7,332,876**	**6,256,119**
資本金	**1,638,680**	**1,638,680**
資本剰余金	**1,807,607**	**1,810,440**
利益剰余金	**4,554,478**	**3,418,390**
自己株式	**△599,414**	**△611,391**
その他の資本の構成要素	**△68,476**	**－**
非支配持分	**256,937**	**238,227**
資本合計	**7,589,813**	**6,494,347**
負債及び資本合計	**16,063,823**	**13,832,483**

（ご参考）連結財政状態計算書のポイント

（単位：百万円）





1 資　産

当連結会計年度末における流動資産は12,493百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,640百万円増加いたしました。これは主に現金及び現金同等物が516百万円、棚卸資産が512百万円、その他の流動資産が486百万円増加したこと等によるものです。なお、棚卸資産の増加は、今後見込まれる大口案件の納品に備え戦略的に在庫を積み増したことによるものです。非流動資産は3,570百万円となり、前連結会計年度末に比べ590百万円増加いたしました。これは主にのれん及び無形資産が681百万円増加したこと等によるものです。
この結果、資産合計は16,063百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,231百万円増加いたしました。

2 負　債

当連結会計年度末における流動負債は6,426百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,140百万円増加いたしました。これは主にその他の流動負債が601百万円、未払法人所得税等が416百万円増加したこと等によるものです。非流動負債は2,047百万円となり、前連結会計年度末に比べ4百万円減少いたしました。これは主にその他の金融負債が3百万円、繰延税金負債が1百万円減少したこと等によるものです。
この結果、負債合計は8,474百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,135百万円増加いたしました。

3 資　本

当連結会計年度末における資本合計は7,589百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,095百万円増加いたしました。これは主に剰余金の配当により817百万円減少した一方で、当期利益1,972百万円を計上し増加したこと等によるものです。

連結損益計算書

（単位：千円）

科　目	第28期 自　2025年 10 月 1 日 至　2026年 9 月30 日	（ご参考）第27期 自　2024年 10 月 1 日 至　2025年 9 月30 日
売上収益	22,596,320	17,927,780
売上原価	△14,811,875	△11,320,113
売上総利益	**7,784,444**	**6,607,666**
販売費及び一般管理費	△5,030,849	△4,350,478
その他の収益	155,739	22,727
その他の費用	△412	△49,268
営業利益	**2,908,922**	**2,230,646**
金融収益	19,446	11,088
金融費用	△43,844	△18,689
税引前利益	**2,884,525**	**2,223,045**
法人所得税費用	△912,502	△615,483
当期利益	**1,972,022**	**1,607,562**
当期利益の帰属		
親会社の所有者	1,953,312	1,632,030
非支配持分	18,709	△24,468
当期利益	1,972,022	1,607,562

（注）1．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2．（ご参考）第27期は監査対象外です。

連結持分変動計算書

（自　2025年10月１日　至　2026年９月30日）

（単位：千円）

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
当期首残高	1,638,680	1,810,440	3,418,390	△611,391
当期利益	－	－	1,953,312	－
その他の包括利益	－	－	－	－
当期包括利益	－	－	1,953,312	－
配当金	－	－	△817,224	－
株式報酬取引	－	△2,832	－	11,977
所有者との取引額合計	－	△2,832	△817,224	11,977
当期末残高	1,638,680	1,807,607	4,554,478	△599,414

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素	親会社の所有者に帰属する持分合計		
当期首残高	－	6,256,119	238,227	6,494,347
当期利益	－	1,953,312	18,709	1,972,022
その他の包括利益	△68,476	△68,476	－	△68,476
当期包括利益	△68,476	1,884,836	18,709	1,903,546
配当金	－	△817,224	－	△817,224
株式報酬取引	－	9,145	－	9,145
所有者との取引額合計	－	△808,079	－	△808,079
当期末残高	△68,476	7,332,876	256,937	7,589,813

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書の要旨

（単位：千円）

科　目	第28期 自　2025 年 10 月 1 日 至　2026 年 9 月 30 日	第27期 自　2024 年 10 月 1 日 至　2025 年 9 月 30 日
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,526,162	1,227,440
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,357,205	△898,862
財務活動によるキャッシュ・フロー	△652,137	△1,131,759
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	516,819	△803,182
現金及び現金同等物の期首残高	4,257,275	5,060,458
現金及び現金同等物の期末残高	4,774,094	4,257,275

連結キャッシュ・フローの変動要因

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」と言う。）は前連結会計年度末に比べ516,819千円増加し4,774,094千円となりました。
当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）
当連結会計年度において営業活動の結果、獲得した資金は2,526,162千円（前年同期は1,227,440千円の獲得）となりました。これは主に法人所得税の支払額582,688千円、棚卸資産の増加512,392千円、その他の資産の増加476,534千円等により資金が減少した一方で、税引前利益の計上2,884,525千円、減価償却費及び償却費の計上758,990千円、その他の負債の増加601,722千円等により資金が増加したものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）
当連結会計年度において投資活動の結果、使用した資金は1,357,205千円（前年同期は898,862千円の使用）となりました。これは主に無形資産の取得による支出1,219,520千円等により資金が減少したものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）
当連結会計年度において財務活動の結果、使用した資金は652,137千円（前年同期は1,131,759千円の使用）となりました。これは主に短期借入金の増加300,000千円等により資金が増加した一方で、配当金の支払額819,359千円、リース負債の返済による支出128,538千円等により資金が減少したものです。

（注）（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書の要旨は監査対象外です。

連 結 注 記 表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」と言う。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

（2）連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	２社
連結子会社の名称	GMOカードシステム株式会社
	GMOデータ株式会社

（3）持分法の適用に関する事項　該当事項はありません。

（4）連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

（5）会計方針に関する事項

（金融商品）

①非デリバティブ金融資産

ａ．当初認識及び測定

当社グループは、非デリバティブ金融資産は、契約条項の当事者となった取引日に当初認識しております。営業債権及びその他の債権は、これらの発生日に当初認識しております。

当社グループは、金融資産について、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に、当初認識時において分類しております。

当初認識時において、金融資産が純損益を通じて公正価値で測定するものでない場合には、金融資産の取得に直接起因する取引費用を加算しております。金融資産が純損益を通じて公正価値で測定するものの場合、取引費用は、純損益に認識しております。

（ｉ）償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で事後測定しております。

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

（ⅱ）その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産のうち、以下の要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しております。

・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

当社グループは当初認識時に、資本性金融商品に対する投資における公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行う場合があります。当該選択は、売買目的以外で保有する資本性金融商品に対する投資に対してのみ認められております。

（ⅲ）純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

b．事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおりに測定しております。

（ⅰ）償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しております。また、償却原価で測定する金融資産に係る利息発生額は連結損益計算書の「金融収益」に含まれております。

（ⅱ）その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については、純損益として認識しております。

（ⅲ）純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

c．金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、連結損益計算書上「販売費及び一般管理費」に含めて純損益で認識しております。当社グループは、金融資産の全部又は一部が回収不能と評価され、償却することが適切であると判断した場合、信用減損している金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

期末日時点で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、報告日後12ヶ月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（12ヶ月の予想信用損失）により貸倒引当金の額を算定しております。一方、期末日時点で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品の予想存続期間にわたるすべての生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）により貸倒引当金の額を算定しております。

ただし、重大な財務要素を含んでいない営業債権については、上記にかかわらず、常に全期間の予想信用損失により貸倒引当金の額を算定しております。

なお、当社グループは、特定の金融資産が報告日現在で信用リスクが低いと判断される場合には当該金融商品に係る信用リスクが当初認識時以降に著しく増大していないと評価しております。

d．認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

②非デリバティブ金融負債

a．当初認識及び測定

非デリバティブ金融負債は、当初認識時に、償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

b．事後測定

償却原価で測定する金融負債については、実効金利法を用いて償却原価で測定しております。また、償却原価で測定する金融負債に係る利息発生額は連結損益計算書の「金融費用」に含まれております。

c．認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。

③金融商品の相殺

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を現在有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(棚卸資産)

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額とのいずれか低い額により測定しております。棚卸資産の原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他の原価のすべてを含めております。原価は、総平均法を用いて算定しております。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、販売に要する見積費用を控除した額です。

(有形固定資産)

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、購入価格（輸入関税及び還付されない取得税を含み、値引及び割戻しを控除後)、当該資産を意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態におくことに直接起因する費用及び適格要件を満たす借入費用、並びに、当該資産項目の解体及び除去費用並びに原状回復費用が含まれております。

有形固定資産の取得原価から残存価額を控除した償却可能価額を見積耐用年数にわたって、主として定額法により減価償却しております。主な有形固定資産の見積耐用年数は、以下のとおりです。

・　建物附属設備　　15年
・　工具、器具及び備品　　3～10年

有形固定資産の残存価額と耐用年数は連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

（のれん及び無形資産）

①のれん

のれんは、取得対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、取得日時点における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合に、その超過額として測定しております。

当初認識後ののれんについては、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しており、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位に配分しております。

②無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

ａ．個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

ｂ．企業結合で取得した無形資産

企業結合で取得した無形資産は、当該無形資産の取得原価を取得日現在の公正価値で測定しております。

ｃ．自己創設無形資産（開発費）

開発（又は内部プロジェクトの開発局面）における支出は、次のすべてを立証できる場合に限り資産として認識することとしており、その他の支出はすべて発生時に費用処理しております。

・　使用又は売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
・　無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図
・　無形資産を使用又は売却できる能力
・　無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法
・　無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
・　開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産の見積耐用年数にわたり定額法により償却しております。償却は、当該資産が使用可能となった時点に開始しております。主な無形資産の見積耐用年数は、以下のとおりです。

・　ソフトウェア　　5年
・　顧客関連資産　　8～15年

耐用年数を確定できる無形資産の償却期間及び償却方法は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

(リース)

当社グループは、契約の開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

①借手側

借手としてのリースは、リースの開始日において、使用権資産及びリース負債を認識しております。使用権資産は開始日において取得原価で測定しております。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。原資産の所有権がリース期間の終了時までに借手に移転する場合又は使用権資産の取得原価が購入オプションを行使することを反映している場合には、使用権資産を開始日から原資産の耐用年数の終了時まで減価償却しております。それ以外の場合は、開始日から使用権資産の耐用年数又はリース期間の終了時のいずれか早い時まで減価償却しております。

リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料の現在価値で測定しております。開始日後においては、リース負債に係る金利や支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。リースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用権資産を修正しております。

なお、短期リース及び少額資産のリースについてIFRS第16号「リース」第６項を適用し、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しております。

②貸手側

リース又はリースを含む契約について、当社グループは、契約上の対価をIFRS第15号に従いリース構成部分と非リース構成部分に配分しております。

当社グループでは、リース契約開始時にリースがファイナンス・リースかオペレーティング・リースかの判定を行っております。

リース取引は、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合、ファイナンス・リース取引に分類し、そうでない場合はオペレーティング・リース取引に分類しております。リース期間が原資産の経済的耐用年数の大部分を占めている場合やリース料の現在価値が資産の公正価値のほとんどすべてとなる場合などは、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてが移転していると判断しております。

ファイナンス・リース取引におけるリース債権は、リースと判定された時点で満期までの正味リース投資未回収額を債権として計上しております。リース料受取額は、金融収益と元本の回収部分に按分します。リース債権は実効金利法による償却原価で測定しており、実効金利法による利息収益は純損益として認識しております。

オペレーティング・リース取引によるリース料については、定額法により収益として認識しております。

(非金融資産の減損)

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、決算日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。減損の兆候の有無に係らず、耐用年数を確定できない無形資産又は未だ使用可能ではない無形資産及び企業結合で取得したのれんについては毎期減損テストを実施しております。

回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額としております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定しております。

使用価値は、資産の継続的使用及び最終的な処分から発生する将来キャッシュ・イン・フロー及びアウト・フローの見積額を貨幣の時間価値及び当該資産の固有のリスクの市場評価を反映した税引前の割引率により割り引いて算定した現在価値です。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が当該資産又は資金生成単位の帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。減損損失はその他の包括利益に再評価額が認識されている場合を除き、直ちに純損益として認識しております。

過去の期間において、のれん以外の資産について認識した減損損失は、減損損失が最後に認識された以降、認識した減損損失がもはや存在しないか、あるいは減少している可能性を示す兆候に基づき、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合にのみ戻し入れます。

(引当金)

当社グループは、過去の事象の結果として、合理的に見積り可能な法的又は推定的債務を現在の負債として負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高い場合に、引当金を認識しております。

当社グループは、連結会計年度の末日における現在の債務を決済するために要する支出（将来キャッシュ・フロー）の最善の見積りによるものであり、貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、見積られた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

(従業員給付)

①短期従業員給付

短期従業員給付とは、従業員が関連する勤務を提供した期間の末日後12ヶ月以内に決済の期限が到来する従業員給付をいい、ある会計期間中に従業員が企業に勤務を提供した時に、当社グループは当該勤務の見返りに支払うと見込まれる割り引かない金額で認識しております。当社グループにおける短期従業員給付には賞与及び有給休暇に係るものがあります。

累積型の有給休暇に関する従業員給付の予想コストは、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時に認識しております。また、当社グループは、累積型有給休暇の予想コストを、連結会計年度の末日現在で累積されている未使用の権利の結果として当社グループが支払うと見込まれる追加金額として測定しております。

なお、賞与については、過去に従業員から勤務を提供された結果、支払を行う法的又は推定的債務を有しており、かつ、当該債務について信頼性のある見積りが可能な場合に負債として認識しております。

②退職後給付

当社グループは、退職後給付制度として、主に確定拠出制度を採用しております。

確定拠出制度への拠出については、棚卸資産や有形固定資産に含められる場合を除き、その発生時に費用として認識しております。既に支払った掛金が連結会計年度の末日前の勤務に対する掛金を超過する場合には、当該前払が将来支払の減少又は現金の返還となる範囲で、当社グループは当該超過を資産として認識しております。

③その他の長期従業員給付

年金制度以外の長期従業員債務として、一定の勤続年数に応じた特別休暇や報奨金制度を有しております。その他の長期従業員給付に対する債務額は、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として稼得した将来給付の見積額を現在価値に割り引いた額で測定しております。

（株式報酬）

①BBT信託

当社グループは、役員に対する業績連動報酬制度として、持分決済型のBBT（Board Benefit Trust）信託を採用しております。同信託が所有する当社株式は自己株式として処理しております。受領したサービスの対価は、付与日における当社株式の公正価値で測定しており、付与日から権利確定期間にわたり費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。

②J-ESOP信託

当社グループは、当社の従業員及び当社国内完全子会社の取締役並びに従業員に対する業績連動報酬制度として、持分決済型のJ-ESOP信託を採用しております。同信託が所有する当社株式は自己株式として処理しております。受領したサービスの対価は、付与日における当社株式の公正価値で測定しており、付与日から権利確定期間にわたり費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。

（収益認識）

①顧客との契約から生じる収益

当社グループの事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから概ね１年内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

a. ストック

決済金額の明細データの提供やシステム接続サービス並びに通信環境の提供を主に行っております。当該サービスについては、サービス提供時点で履行義務が充足されると判断し、サービス提供時に収益を認識しております。また、契約期間にわたりサービスを提供している取引においては、その期間に応じ履行義務が充足されると判断し、当該履行義務が充足される契約期間にわたり期間均等額で収益を認識しております。

b. フィー

主に当社グループのデータセンターを通した決済処理サービスを提供しております。また、決済端末において使用・費消されるロール紙の販売を行っております。

決済処理サービスについては、加盟店の決済処理が行われた時点で履行義務が充足されると判断し、決済処理が行われた時点で収益を認識しております。また、ロール紙の販売については決済端末の販売と同様、顧客に商品が引渡された時点において収益を認識しております。

c. スプレッド

主に加盟店に対する決済代行サービスの提供を行っております。当該サービスについては、当社から加盟店への決済代金の支払をもって履行義務が充足されると判断し、加盟店への支払が行われた時点で収益を認識しております。

d. イニシャル

決済端末及び決済端末に係る附属品の販売や端末アプリケーションの開発・カスタマイズ等の受託業務を主に行っております。

決済端末等の販売については、端末等が顧客に引渡された時点において履行義務が充足されると判断し、商品の引渡時点で収益を認識しております。

開発受託サービスについては、開発が完了した時点をもって履行義務が充足されるため、開発完了時で収益を認識しております。なお、特定の加盟店獲得を目的としたセンター機能の開発案件については、効果が及ぶ期間に応じて履行義務が充足されると判断し、当該履行義務が充足される期間において収益を認識しております。

②利息収益

利息収益は、実効金利法により認識しております。

③配当収入

配当収入は、支払を受ける権利が確定した時に認識しております。

2．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3．会計上の見積りに関する注記

（1）のれんの評価

①当連結会計年度計上額

のれん	238,882千円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

非金融資産に係る減損テストは、回収可能価額の算定における処分費用控除後の公正価値算定上の仮定、使用価値算定上の基礎となる資産又は資金生成単位の将来キャッシュ・イン・フロー及びアウト・フローの見積額、割引率の仮定等、多くの仮定、見積りのもとに実施しております。処分費用控除後の公正価値、将来キャッシュ・イン・フロー及びアウト・フローの見積額、割引率等は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受けるため、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

（2）チャージバック引当金の評価

①当連結会計年度計上額

チャージバック引当金	422,900千円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

包括加盟店契約等に基づき、当社が加盟店の未消化役務残高の一部を負担する可能性がある取引について、その負担の可能性を合理的に見積もり、引当金として計上しております。引当金は、当社が信用リスクが高いと認識した未消化役務残高に対し、チャージバックの発生可能性を考慮し算出しております。

なお、引当金は現時点において入手可能な情報に基づき最善の見積を行っておりますが、想定を大幅に超えるチャージバックが発生した場合には追加の損失が発生する可能性があります。

4．連結財政状態計算書に関する注記

（1）資産から直接控除した貸倒引当金　　5,907千円

（2）有形固定資産の減価償却累計額　　482,887千円

（3）偶発債務

当社は、継続的役務を提供する加盟店が提供完了前に経営破綻などに陥り、継続的役務の提供ができなくなった場合、包括加盟店契約等に基づき、当該加盟店の未消化役務残高の一部を負担する可能性があります。このうち、発生可能性が高いと判断された契約等については、引当金を認識しております。

（4）当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社グループは運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しています。

これらの契約に基づく当連結会計年度の末日における借入実行残高は以下のとおりです。

当座貸越契約及びコミットメントライン契約の総額	6,000,000 千円
借入実行残高	300,000 千円
差引額	5,700,000 千円

5．連結損益計算書に関する注記

通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額（△は戻入額）

売上原価　　1,643千円

6．連結持分変動計算書に関する注記

（1）当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式　　8,339,480株

（2）当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数に関する事項

普通株式　　67,766株

（注）上記の他に、自己株式として認識している株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）の所有する当社株式が15,040株あります。

（3）配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年11月17日取締役会	普通株式	818,899	99.00	2025年9月30日	2025年12月16日

（注）2025年11月17日取締役会の決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）の所有する当社株式に対する配当金1,675千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年11月16日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,083,594	131.00	2026年9月30日	2026年12月22日

（注）2026年11月16日取締役会の決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）の所有する当社株式に対する配当金1,970千円が含まれております。

（4）当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数に関する事項

該当事項はありません。

7．金融商品に関する注記

（金融商品の状況に関する事項）

（1）資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて企業価値向上を実現するために、資本効率を向上させつつ、財務の健全性を確保することを資本管理の基本方針としております。

当社グループは資本管理において、親会社所有者帰属持分比率を主な指標として用いております。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制（会社法等の一般的な規定を除く）はありません。

（2）財務上のリスク管理

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク（信用リスク、流動性リスク及び市場リスク）に晒されております。そのため、社内管理規程等に基づき、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しております。

当社グループは、投機目的でのデリバティブ取引は行っておりません。

①信用リスク

当社グループは、営業債権及びその他の債権、その他の金融資産において、取引先の信用リスクがあります。

当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。なお、一部の顧客については多額の営業債権残高があるものの、当該顧客に対する信用リスクは小さいと考えられるため、信用リスクの過度の集中はないと判断しております。

当社グループでは、主に営業債権等の償却原価で測定する金融資産について、回収可能性や信用リスクの著しい増加等を考慮の上、将来の予想信用損失を測定し、貸倒引当金を計上しております。信用リスクが著しく増加しているか否かは、債務不履行発生リスクの変動に基づいて判断しており、その判断にあたっては、取引先の経営成績の悪化や期日経過情報等を考慮しております。

また、期待将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える以下のような事象等が発生した場合は、債務不履行と判断し、信用減損している金融資産として個別債権ごとに予想信用損失を測定しております。

・　取引先の深刻な財政困難
・　債権の回収不能や、再三の督促に対しての回収遅延
・　取引先が破産やその他財政再建が必要な状態に陥る可能性の増加

当社グループは、当初認識後は、報告日において、金融資産を次の３つのステージに分類し、それぞれ以下のとおり、予想信用損失を測定しております。

説明		予想信用損失の測定方法
ステージ１	信用リスクが当初認識時よりも著しく増加していないもの	12ヶ月の予想信用損失
ステージ２	信用リスクが当初認識時よりも著しく増加しているもの	全期間の予想信用損失
ステージ３	信用減損している金融資産	全期間の予想信用損失

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権等は、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。(以下、「単純化したアプローチ」と言う。)
また、金融資産の全部又は一部について回収できないと合理的に判断される場合は、当該金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

②流動性リスク
当社グループは、支払債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに関し、適正な手元流動性を確保するため、銀行借入による間接調達、当座借越契約等随時利用可能な信用枠確保のほか、株式の発行等による直接調達を行っております。
また、当社グループは適時に資金繰り計画を作成、更新して継続的にモニタリングすることにより、流動性リスクを管理しております。

③市場リスク
ａ．為替リスク
当社グループでは、重要な外貨建の営業取引や金融取引を行っておらず、重要な外国為替相場の変動リスクに晒されておりません。
ｂ．金利リスク
当社グループでは借入金等有利子負債による資金調達を行っており、借入金の一部は変動金利による借入金となっております。ただし、金利の変動が当社グループの純損益に与える影響は軽微であります。
ｃ．株価変動リスク
当社グループは、事業戦略を円滑に遂行する目的で業務上の関係を有する企業の株式を保有しており、資本性金融資産（株式）の価格変動リスクに晒されております。これらの資本性金融資産については、定期的に市場価格や発行体の財政状態を把握し、保有状況を継続的に見直しております。なお、当社グループでは、短期トレーディング目的で保有する資本性金融資産はなく、これらの投資を活発に売買することはしておりません。

(金融商品の公正価値等に関する事項)
①公正価値の測定方法
主な金融資産及び金融負債の公正価値は、以下のとおり決定しております。
ａ．現金及び現金同等物
現金及び現金同等物については、短期間で決済されることから公正価値と帳簿価額は近似しており、帳簿価額を公正価値とみなしております。

b．営業債権及びその他の債権
営業債権及びその他の債権は、短期間で決済されることから公正価値と帳簿価額は近似しており、帳簿価額を公正価値とみなしております。

c．敷金
敷金は、預け先の見積りによる信用リスクを加味した割引率で、元利金を割り引いて算定しております。

d．株式及び出資金
上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって測定しております。非上場の株式及び出資金の公正価値については、投資先の将来の収益性の見通し及び対象銘柄における純資産額、直近の売買での価額の実績等のインプット情報を総合的に考慮し、公正価値を測定しております。公正価値の測定に用いた重要な観察不能なインプットは割引率等です。また、公正価値を測定するのに利用できる最近の情報が十分でない場合等の限定的な状況においては、取得原価を公正価値の適切な見積りとしております。

e．長期貸付金
長期貸付金は、貸付先の信用リスクを加味した期末日時点の割引率で、元利金を割り引いて算定しておりますが、要求払いの性質を持つ貸付金については割引を行っておりません。また、新株引受権が付された貸付金については、契約上の新株の付与条件に基づいて新株引受権の公正価値を算定し、貸付金の公正価値に含めております。なお、外貨建の貸付金については、外貨建で算定した公正価値を期末日における直物為替レートで換算し、為替レート変動の影響額は公正価値変動に含めております。

f．営業債務及びその他の債務
営業債務及びその他の債務は、短期間で決済されることから公正価値と帳簿価額は近似しており、帳簿価額を公正価値とみなしております。

g．借入金
借入金については、当社グループの見積りによる信用リスクを加味した割引率で、元利金の合計額を割り引いて算定しております。
また、金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル１からレベル３までを以下のように分類しております。
レベル１：活発な市場における公表価格により測定された公正価値
レベル２：レベル１以外の観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値
レベル３：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値の測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定に用いた重要なインプットのうち、最もレベルの低いインプットに応じて決定しております。
公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、連結会計年度の末日に発生したものとして認識しております。

②公正価値で測定していない金融商品の公正価値

公正価値で測定していない金融資産及び金融負債の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりです。なお、帳簿価額と公正価値が近似しているものについては注記を省略しております。

(単位：千円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル１	レベル２	レベル３	合計
金融資産					
その他の金融資産					
敷金	94,310	－	88,646	－	88,646
合計	94,310	－	88,646	－	88,646
金融負債					
借入金	2,000,000	－	1,918,277	－	1,918,277
合計	2,000,000	－	1,918,277	－	1,918,277

③公正価値で測定する金融商品のレベル別分類

ａ．公正価値で測定する金融資産及び金融負債

公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類した連結財政状態計算書において経常的に公正価値で測定する金融資産及び金融負債の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金融資産				
その他の金融資産				
株式	－	－	0	0
長期貸付金	－	56,342	－	56,342
合計	－	56,342	0	56,342

b．レベル３に区分した金融商品

公正価値ヒエラルキーレベル３に区分した経常的な公正価値測定について、期首残高から期末残高への調整表は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	株式
期首残高	99,994
利得又は損失	△99,994
その他の包括利益	△99,994
購入	－
売却	－
その他	－
期末残高	0

(注) レベル３に区分した資産については適切な権限者に承認された公正価値測定の評価方針及び手続に従い、担当部署が対象資産の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。なお、レベル３に区分した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれておりません。

8．収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりです。

（単位：千円）

品目	顧客との契約から生じる収益	外部顧客への売上高	収益認識の時期	
			一時点で移転される財又はサービス	一定期間にわたり移転される財又はサービス
ストック	2,534,435	2,534,435	2,401,665	132,769
フィー	6,703,502	6,703,502	6,703,502	－
スプレッド	1,925,471	1,925,471	1,925,471	－
イニシャル	11,404,449	11,404,449	11,301,019	103,429
合計	22,567,859	22,567,859	22,331,659	236,199

（2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「連結注記表１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（5）会計方針に関する事項（収益認識）」に記載のとおりです。

（3）当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は以下のとおりです。

（単位：千円）

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,343,534
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,422,244
契約負債（期首残高）	220,762
契約負債（期末残高）	499,560

（注）当連結会計年度における契約負債の期首残高のうち、報告期間中に認識した売上収益の金額は126,849千円です。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、当初の予想契約期間が１年以内の契約について実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

履行義務に関する契約において、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。

(単位：千円)

１年以内	139,008
１年超２年以内	101,933
２年超３年以内	86,265
３年超	85,207
合計	412,415

(注) なお、上記の他に、当連結会計年度において、特定の端末に関する販売契約に基づく残存履行義務に配分した取引価格の総額は16,867,388千円であり、今後３年間の端末の販売に伴って収益を見込んでおります。

９．企業結合に関する注記

会社分割（簡易吸収分割）による店舗向けDXソリューション事業の承継

（１）取引の概要等

2025年８月８日に当社及びTakeMe株式会社(以下、「TakeMe」と言う。)間で締結した取引契約に基づく一連の取引を実施することにより、当社は2025年10月１日付で吸収型会社分割によりTakeMeが営む飲食店オペレーション支援・モバイルオーダー事業に関して有する権利義務を承継しました(以下、「本会社分割」と言う。)。本会社分割は、当社グループが提供するキャッシュレスプラットフォームの更なる進化を実現するものであり、加盟店へのサービス価値向上を、ひいては当社グループの中長期的な企業価値の向上を目的としております。

（２）本会社分割の主たる内容

①本会社分割の概要

分割会社 TakeMe株式会社

承継事業 TakeMeが営む店舗向けDXソリューション事業

事業内容 飲食店オペレーション支援・モバイルオーダーシステムの提供

②支配獲得日

2025年10月１日

③取得対価

現金　128,400千円　A

④取得関連費用

販売費及び一般管理費　16,228千円

⑤支配獲得日における資産の公正価値及びのれん

(単位：千円)

	支配獲得日 (2025年10月１日)	
無形資産（注）２	39,135	
繰延税金資産	28,136	
資産合計	67,271	B
のれん（注）３	61,128	A－B

（注）１．上記の金額は、第１四半期連結会計期間末において取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算定しておりましたが、中間連結会計期間末において確定しています。この暫定的な会計処理の確定に伴う金額の変動はありません。

２．無形資産には、ソフトウェア29,977千円と顧客関連資産9,157千円が含まれております。ソフトウェア及び顧客関連資産は企業結合により識別した無形資産であり、見積耐用年数はそれぞれ５年及び15年です。また、ソフトウェアは再調達原価、陳腐化率等の仮定に基づいて測定し、顧客関連資産は見積将来キャッシュ・フロー、割引率、既存顧客の逓減率から生み出される将来売上収益等の仮定に基づいて測定しています。

３．のれんは、今後の事業展開により期待される将来の超過収益力を反映したものです。

⑥被取得企業の売上収益及び当期利益

連結損益計算書に与える影響は軽微であるため、記載は省略いたします。

１０．１株当たり情報に関する注記

１株当たり親会社所有者帰属持分	888円12銭
基本的１株当たり当期利益	236円59銭

（注）当社は株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式については連結計算書類において自己株式として計上しております。
また、１株当たり親会社所有者帰属持分を算定するための普通株式の期末発行済株式数、基本的１株当たり当期利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、当該株式給付信託が所有する当社株式の数（期末株式数15,040株、期中平均株式数15,627株）を控除しております。

１１．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

（単位：千円）

科　目	第28期 2026年９月30日現在	（ご参考）第27期 2025年９月30日現在
● 資産の部		
流動資産	**11,381,418**	**9,978,523**
現金及び預金	3,758,176	3,490,396
売掛金	2,338,768	2,278,701
商品	3,709,846	3,197,420
前渡金	789,241	570,275
前払費用	569,106	287,201
その他	219,939	160,761
貸倒引当金	△3,660	△6,232
固定資産	**4,060,773**	**3,313,964**
有形固定資産	**134,928**	**144,304**
建物附属設備	90,920	97,732
工具、器具及び備品	36,469	36,467
レンタル資産	7,538	10,104
無形固定資産	**2,118,637**	**1,426,060**
のれん	55,015	－
ソフトウェア	1,835,417	1,173,605
ソフトウェア仮勘定	219,597	252,394
その他	8,607	60
投資その他の資産	**1,807,206**	**1,743,599**
投資有価証券	20,827	99,994
関係会社株式	1,019,900	1,019,900
敷金	89,439	91,653
破産更生債権等	2,209	1,802
繰延税金資産	568,831	428,139
その他	108,207	103,912
貸倒引当金	△2,209	△1,802
資産合計	**15,442,191**	**13,292,488**

（注）１．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
　　２．（ご参考）第27期は監査対象外です。

（単位：千円）

科　目	第28期 2026年９月30日現在	（ご参考）第27期 2025年９月30日現在
● 負債の部		
流動負債	**6,153,269**	**4,959,300**
買掛金	1,220,046	1,497,563
短期借入金	300,000	－
未払金	487,829	471,784
未払法人税等	656,952	290,363
未払消費税等	64,513	127,928
契約負債	477,968	199,813
預り金	1,838,518	1,538,147
賞与引当金	491,640	271,000
役員賞与引当金	110,000	65,700
チャージバック引当金	422,900	423,000
その他の引当金	82,900	74,000
固定負債	**2,078,813**	**2,081,711**
長期借入金	2,000,000	2,000,000
株式給付引当金	28,746	22,661
役員株式給付引当金	35,932	44,915
長期預り保証金	14,135	14,135
負債合計	**8,232,082**	**7,041,012**
● 純資産の部		
株主資本	**7,210,108**	**6,251,476**
資本金	**1,638,680**	**1,638,680**
資本剰余金	**1,651,791**	**1,651,791**
資本準備金	1,651,791	1,651,791
利益剰余金	**4,519,051**	**3,572,396**
その他利益剰余金	4,519,051	3,572,396
繰越利益剰余金	4,519,051	3,572,396
自己株式	**△599,414**	**△611,391**
純資産合計	**7,210,108**	**6,251,476**
負債純資産合計	**15,442,191**	**13,292,488**

損益計算書

(単位：千円)

科　目	第28期 自　2025年10月1日 至　2026年9月30日		(ご参考) 第27期 自　2024年10月1日 至　2025年9月30日	
売上高		**21,996,942**		**17,346,095**
売上原価		**15,051,126**		**11,403,802**
売上総利益		**6,945,816**		**5,942,292**
販売費及び一般管理費		**4,592,364**		**3,979,547**
営業利益		**2,353,451**		**1,962,745**
営業外収益				
受取利息	14,825		8,396	
為替差益	2,520		1,877	
受取手数料	5,400		5,400	
受取配当金	120,000		150,000	
雑収入	155,463	298,210	22,726	188,400
営業外費用				
支払利息	38,813		12,974	
支払手数料	3,999		33,010	
雑損失	－	42,813	27	46,013
経常利益		**2,608,847**		**2,105,131**
特別損失				
固定資産除却損	－		813	
投資有価証券評価損	79,167	79,167	－	813
税引前当期純利益		**2,529,680**		**2,104,318**
法人税、住民税及び事業税	876,681		507,478	
法人税等調整額	△112,555	764,125	10,227	517,706
当期純利益		**1,765,554**		**1,586,612**

(注) 1．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2．(ご参考) 第27期は監査対象外です。

株主資本等変動計算書（自　2025年10月１日　至　2026年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,638,680	1,651,791	1,651,791	3,572,396	3,572,396
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	－	△818,899	△818,899
当期純利益	－	－	－	1,765,554	1,765,554
株式報酬取引	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	946,655	946,655
当期末残高	1,638,680	1,651,791	1,651,791	4,519,051	4,519,051

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△611,391	6,251,476	6,251,476
当期変動額			
剰余金の配当	－	△818,899	△818,899
当期純利益	－	1,765,554	1,765,554
株式報酬取引	11,977	11,977	11,977
当期変動額合計	11,977	958,632	958,632
当期末残高	△599,414	7,210,108	7,210,108

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ 子会社株式　　移動平均法による原価法

ロ その他有価証券

市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）

（2）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

イ 建物附属設備　　定額法（耐用年数は15年）

ロ 工具、器具及び備品　　定額法（耐用年数は５年から10年）

ハ レンタル資産　　定額法（耐用年数は５年）

② 無形固定資産（リース資産を除く）

のれん　　定額法（耐用年数は10年）

自社利用ソフトウェア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

③ リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

（3）引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に対応する見積額を計上しております。
③ 役員賞与引当金	役員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額に基づき見積額を計上しております。
④ 株式給付引当金	従業員株式給付規程に基づく従業員への株式給付に充てるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき見積額を計上しております。
⑤ 役員株式給付引当金	役員株式給付規程に基づく役員への株式給付に充てるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき見積額を計上しております。
⑥ チャージバック引当金	包括加盟店契約等に基づき、当該加盟店の未消化役務残高の一部を負担する可能性に備えるため、未消化役務残高にチャージバックの発生可能性を考慮し算出した損失見積額を計上しております。

（4）重要な収益及び費用の計上基準

当社における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから概ね１年内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

①ストック

決済金額の明細データの提供やシステム接続サービス並びに通信環境の提供を主に行っております。当該サービスについては、サービス提供時点で履行義務が充足されると判断し、サービス提供時に収益を認識しております。また、契約期間にわたりサービスを提供している取引においては、その期間に応じ履行義務が充足されると判断し、当該履行義務が充足される契約期間にわたり期間均等額で収益を認識しております。

②フィー

主に当社のデータセンターを通した決済処理サービスを提供しております。また、決済端末において使用・費消されるロール紙の販売を行っております。

決済処理サービスについては、加盟店の決済処理が行われた時点で履行義務が充足されると判断し、決済処理が行われた時点で収益を認識しております。また、ロール紙の販売については決済端末の販売と同様、顧客に商品が引渡された時点において収益を認識しております。

③スプレッド

主に加盟店に対する決済代行サービスの提供を行っております。当該サービスについては、当社から加盟店への決済代金の支払をもって履行義務が充足されると判断し、加盟店への支払が行われた時点で収益を認識しております。

④イニシャル

決済端末及び決済端末に係る附属品の販売や端末アプリケーションの開発・カスタマイズ等の受託業務を主に行っております。

決済端末等の販売については、端末等が顧客に引渡された時点において履行義務が充足されると判断し、商品の引渡時点で収益を認識しております。

開発受託サービスについては、開発が完了した時点をもって履行義務が充足されるため、開発完了時で収益を認識しております。なお、特定の加盟店獲得を目的としたセンター機能の開発案件については、効果が及ぶ期間に応じて履行義務が充足されると判断し、当該履行義務が充足される期間において収益を認識しております。

2．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3．会計上の見積りに関する注記

（1）関係会社株式の評価

①当事業年度計上額

関係会社株式　　1,019,900千円

（このうちGMOカードシステム株式会社　770,000千円、GMOデータ株式会社　249,900千円）

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式については、移動平均法による原価法により取得原価を貸借対照表に計上し、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減損処理を実施する必要があります。ただし、実質価額が著しく低下した場合でも、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、事業年度末において相当の減額をしないことも認められております。

実質価額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した各社の財務数値を基礎としつつ、連結財政状態計算書上ののれんや無形資産が計上されている関係会社株式には、それらのれん及び無形資産に表される超過収益力が加味されております。当該超過収益力は、損益計画を基礎として算定しておりますが、当該損益計画には不確実性があります。翌事業年度以降において、損益計画と損益実績に乖離が生じ、当該超過収益力の算定に見直しが必要になった場合には、関係会社株式評価損を認識する可能性があり、翌事業年度以降の計算書類に影響を与える可能性があります。

（2）チャージバック引当金の評価

①当事業年度計上額

チャージバック引当金　　422,900千円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

包括加盟店契約等に基づき、当社が加盟店の未消化役務残高の一部を負担する可能性がある取引について、その負担の可能性を合理的に見積もり、チャージバック引当金として計上しております。引当金は、当社が信用リスクが高いと認識した未消化役務残高に対し、チャージバックの発生可能性を考慮し算出しております。

なお、引当金は現時点において入手可能な情報に基づき最善の見積を行っておりますが、想定を大幅に超えるチャージバックが発生した場合には追加の損失が発生する可能性があります。

4．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　124,174千円

（2）関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権　270,724千円

② 短期金銭債務　203,827千円

③ 長期金銭債権　1,336千円

④ 長期金銭債務　14,135千円

（3）当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しています。

これらの契約に基づく当事業年度の末日における借入実行残高は以下のとおりです。

当座貸越契約及びコミットメントライン契約の総額	6,000,000	千円
借入実行残高	300,000	千円
差引額	5,700,000	千円

5．損益計算書に関する注記

（1）関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高　145,789千円

営業費用　1,273,533千円

営業取引以外の取引による取引高　125,400千円

（2）通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額（△は戻入額）

売上原価　1,643千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数に関する事項

普通株式67,766株

（注）上記の他に、自己株式として認識している株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）の所有する当社株式が15,040株あります。

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
チャージバック引当金	133,293千円
賞与引当金	154,959千円
減価償却超過額	90,518千円
商品評価損	34,549千円
株式評価損	24,952千円
未確定債務否認	4,651千円
資産調整勘定	32,376千円
その他の引当金	26,129千円
未払事業税	34,590千円
未払法定福利費	24,652千円
その他	18,410千円
繰延税金資産小計	579,083千円
評価性引当額	－千円
繰延税金資産合計	579,083千円
繰延税金負債	
無形固定資産	10,252千円
繰延税金負債合計	10,252千円
繰延税金資産の純額	568,831千円

8．関連当事者との取引に関する注記

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
親会社	GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区	13,323,135	インターネットインフラ事業	（被所有）直接57.0%	営業上の取引等	システム利用料金等（注）	142,818	売掛金	18,711

（2）子会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	GMOカードシステム株式会社	東京都渋谷区	10,000	対面決済サービス事業	所有直接100%	役員の兼任、営業上の取引	受取手数料（注）	600	未収入金	55
子会社	GMOデータ株式会社	東京都渋谷区	100,000	対面決済サービス事業	所有直接51%	役員の兼任、営業上の取引	受取手数料（注）	4,800	未収入金	440

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等価格その他取引条件は、当社と関係を有しない会社との取引と同様に、取引条件等を総合的に勘案し、交渉の上決定しております。

９．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表１．重要な会計方針に係る事項に関する注記（４）重要な収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

１０．企業結合に関する注記

連結注記表の「９．企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

１１．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	873円25銭
１株当たり当期純利益	213円85銭

（注）当社は株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式については計算書類において自己株式として計上しております。
また、１株当たり純資産額を算定するための普通株式の期末発行済株式数、１株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、当該株式給付信託が所有する当社株式の数（期末株式数15,040株、期中平均株式数15,627株）を控除しております。

１２．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

１３．その他の注記

包括加盟店契約等に関するその他注記

当社は、継続的役務を提供する加盟店が提供完了前に経営破綻などに陥り、継続的役務の提供ができなくなった場合、包括加盟店契約等に基づき、当該加盟店の未消化役務残高の一部を負担する可能性があります。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年11月12日

GMOフィナンシャルゲート株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	矢 部 直 哉
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	黒 木 賢 治
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	鴇 田 直 樹

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、GMOフィナンシャルゲート株式会社の２０２５年１０月１日から２０２６年９月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第１２０条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、GMOフィナンシャルゲート株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第１２０条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第１２０条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第１２０条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年11月12日

GMOフィナンシャルゲート株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢 部 直 哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	黒 木 賢 治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鴇 田 直 樹

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、GMOフィナンシャルゲート株式会社の２０２５年１０月１日から２０２６年９月３０日までの第２８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年10月1日から2026年9月30日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月12日

GMOフィナンシャルゲート株式会社　監査等委員会

社外取締役監査等委員長　澤　孝　吉　㊞

社外取締役監査等委員嶋　村　那　生　㊞

社外取締役監査等委員浅　山　理　恵　㊞

社外取締役監査等委員小　澤　　哲　㊞

2026年３月末現在の株主名簿に記載された、１単元以上を６カ月以上継続して保有する株主様が対象となります。
※本ご案内は、対象とならない株主様にも一律でお送りしております。

GMO FINANCIAL GATE

株主優待のご案内

株主優待専用ホームページはこちら

右記QRコードを読み込み
又は　https://yutai.gmo/fg/
よりご申請ください。

▶

株主優待のご申請受付開始

2026年10月１日（木）午前９時より

2026年下期 有効期間

2026年10月１日（木）▶ 2027年３月31日（水）

議決権行使に関する事項

〇書面又はインターネット等による事前の議決権行使が可能です。
〇開催日当日に議決権行使される場合は、
　当社指定のウェブサイトを通じてバーチャルオンリー株主総会にご出席ください。
　バーチャルオンリー株主総会では、オンラインでの議決権行使・ご質問等が可能です。

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。